

第百四回国会 地方行政委員会 議 院 地方行政委員会 議 録 第 五 号

昭和六十一年三月六日(木曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 福島 讓二君

理事 糸山英太郎君

理事 西田 司君

理事 加藤 万吉君

理事 宮地 正介君

理事 白井日出男君

中川 昭一君

松田 九郎君

佐藤 敬治君

山下八洲夫君

宮崎 角治君

藤原哲太郎君

出席政府委員

自治大臣 小沢 一郎君

自治大臣官房長 津田 正君

自治大臣官房審議官 石山 努君

自治大臣官房審議官 持永 堯民君

自治大臣官房審議官 小林 実君

自治大臣官房審議官 渡辺 功君

自治省行政局長 大林 勝臣君

自治省行政局長 小笠原也君

自治省行政局長 花岡 圭三君

自治省行政局長 矢野浩一郎君

自治省行政局長 須田 忠義君

自治省行政局長 塩田 薫範君

自治省行政局長 日高 壮平君

自治省行政局長 大蔵省主税局長 制第二課長

自治省行政局長 大蔵省主税局長 制第二課長

自治省行政局長 大蔵省主税局長 制第二課長

自治省行政局長 大蔵省主税局長 制第二課長

自治省行政局長 大蔵省主税局長 制第二課長

自治省行政局長 大蔵省主税局長 制第二課長

自治省行政局長 大蔵省主税局長 制第二課長

自治省行政局長 大蔵省主税局長 制第二課長

自治省行政局長 大蔵省主税局長 制第二課長

自治省行政局長 大蔵省主税局長 制第二課長

自治省行政局長 大蔵省主税局長 制第二課長

厚生省健康政策 多田 宏君
局総務課長
地方行政委員会 島村 幸雄君
調査室長

委員の異動

三月六日

辞任

山下八洲夫君

同日

辞任

上田 哲君

補欠選任

山下八洲夫君

本日

の会議に付した案件

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び

納付金に関する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出第八号)

○福島委員長

これより会議を開きます。

内閣提出、地方税法及び国有資産等所在市町村

交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する

法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありませんので、順次これを許し

ます。中川昭一君。

○中川(昭)委員

それでは、今議題となりました

地方税法等に関する法律、自治省並びに関係の各

様方に質問をさせていただきます。

まず、昨年の九月に総理大臣が公平、公正、簡

素、活力及び選択という観点に立脚いたしまして

税制の根本改正を行うように税制調査会に諮問を

いたしました。現在検討が行われていると伺って

おりますけれども、六十一年度の地方税制改正は

このような中で改正ということでありまして、

現行税制の骨格に變更を加えるような改正は行わ

ないと聞いております。

まず、こういう観点に立ちまして、税制の根本

改正に当たります。地方税源を充実するといふ

観点から、どのような根本改正に今日自治省は臨ん

でいらっしゃるかとこのことにつきまして、自治

大臣にお伺いしたいと思ひます。

○小沢国務大臣

基本的な考え方としては高年齢化とかそ

ういったいろいろな環境の変化、複雑な社会状況

に対応していかねばならない、あるいはそ

ういふ状況に対応していかねばならない、あるいは

果たしていく役割というものは今以上に住民と

密接な関連の中でやっていかねばならない、

そのように考えております。

したがいまして、基本的にはこういふ考えの

もとに立ちまして地域の住民の負担の公平適正

化といふことをまず第一に配慮しながら、また同

時に今日地方財政が大変厳しい状況にあるといふ

ことで、そういう点に十分配慮して地方税源の充

実を図っていかねばならない、そういう観点

に立ちまして、現在御指摘のように税制調査会に

その根本的な見直しを諮問して審議していただ

いております。その答申を踏まえながら、

今後地方行政の健全な運営を確保することができ

るように対処してまいりたいと考えております。

○中(昭)委員

竹下大蔵大臣が二月十七日の予

算委員会でお答えなさいまして、地方交付税三

二〇〇について検討を加えたという御発言をなさ

しました。新聞の見出しは「地方交付税率引き下

げ」という見出しになっております。今大臣の

おっしゃられたように、地方財政も国と同じよう

にあるいはそれ以上に厳しい財政の中で三二〇を

引き下げるといふニュアンスの新聞見出しが出て

おるといふことは、地方関係者の皆さんは今大変

重大に思っているわけでありませうけれども、この

件に關しまして大臣はどのようにお考えになつて

いるでしょう。

○小沢国務大臣

大蔵大臣の予算委員会の答弁の

ときに私もおりました。そのときに交付税率につ

いてのお話があったことは事実でございます。私

といたしましては、もちろん、今日の現状の中で

地方財政を考えてみます場合に、交付税率を引き

下げるといふような議論が出てくる余地はないも

のと考えておりますし、あのときに大蔵大臣がお

話したのは、例えば大幅な減税措置なんかがあ

った場合は地方交付税の額が減るじゃないか、そ

うすると困る、そのときには率の引き上げ等、地

方財源の確保のためのいろいろな措置をするとい

う意味に私は解釈しておるものでありまして、単

純に今の状況の中で引き下げるといふようなこと

を発言したものと私は思っておりませんし、そんな

状況ではないと私は思っております。

○中川(昭)委員

今、補助金カットの問題とかあ

るいは国と地方の事務の見直しがいふ言われ

ている中で、地方団体の方から見れば、基礎財政

需要額をもう少し少しかかり検討したり何かす

三二〇をむしろ引き上げていいじゃないかとい

う議論さえあると私は聞いております。今の大

臣の御答弁を伺っております。弾力的にという

ことであれば、むしろ引き上げも含めてというふ

うに理解してよろしいのでしょうか。

○小沢国務大臣

税制改正全般につきましては今

根本的な改正を審議していただいている最中でござ

いますから、具体的にどうこうという話ではござ

いませぬけれども、私は今例えて申し上げまし

たけれども、今よりも足りなくなるような場合には

はもちろん引き上げも含めて考えていくべきもの

と思っております。

○中川(昭)委員

今の大臣のお言葉を聞いて安心

をいたしました。

次に、ことしの地方税制の改正について質問を

いたします。

ことしはたばこ消費税の従量割の税率の引き上

げという問題が出てまいりまして、これが突然出てきたような感じがいたします。きのう大蔵委員会で大蔵大臣が若干乱暴なというような表現もお使いになっておりましたけれども、このたびは消費税引き上げに至る経緯についてお伺いをしたいと思ひます。そしてまた同時に、税制調査会の答申の後にこのような決定が突然出てきたと聞いておりますけれども、税調の審議状況はどのようなものであったのか、なぜ答申後にこのような引き上げが出たのかということをお伺いしたいと思ひます。

○矢野政府委員 今回のたばこ消費税の税率の引き上げは、国のたばこ消費税、地方のたばこ消費税の従量割の税率をそれぞれ千本につき四百五十円引き上げるといふものでございまして、道府県たばこ消費税にあっては二百円を三百六十円、百六十円の引き上げでございまして、また市町村たばこ消費税にあっては三百五十円を六百四十円、二百九十円の引き上げといふ内容でございまして、なお、従量割の税率引き上げが実施されていることに伴ひましてたばこの小売定価の改定が行われた場合には、従価割の税額が自動的にふえますので、これが反映されないように所要の特例措置を設けることにいたしております。

御質問の、今回の措置がいかに突如として行われたではないか、そのいきさつは一体どうであつたのかといふこととございまして、今回の措置は端的に申しまして、昭和六十一年度の予算編成における地方財政政策の一環として臨時、異例にとられた措置でございまして、国庫補助負担率の引き下げや地方財政政策の内容がたまたままでに御承知のように相当の論議がございまして、また、そのための時間も要したわけでございまして、一方、税制調査会の方の答申は昨年の十二月十七日に出されたわけでございまして、その時点におきましては、そういった地方財政政策をめぐる問題がまだ煮詰まっていなかったわけでございまして、その後、この答申後におきまして急遽決定をされるということになったところでございまして、そう

いう意味では、税制調査会の答申までの間に御審議をいただくゆとりがなかったということになるわけでございまして、

しかしながら、今回の措置は昭和六十一年度の予算編成上必要やむを得ないといふものであつたところから、これにつきましては、その答申後、十二月二十一日改めて税制調査会総会を開いてこの点についてお諮りをいたしました。最終的に答申という形の中には盛り込まれなかったものでございますが、そういった真にやむを得ない事情であつたということにつきましては、税制調査会の御理解をいただいておりますのでございまして、

○中川(昭)委員 財政が非常に厳しいということと臨時、異例、それから必要やむを得ないという表現でございまして、そうであれば、二千四百億円という税収を上げる措置、これがやむを得ないのか。特に「増税なき財政再建」といふ政府の基本方針があるわけでございまして、これも、これと、公約との関係でいへば、今回の措置は、大臣、どのようにお考えになつておられるでしょうか。

○小沢国務大臣 「増税なき財政再建」とは、「全体としての租税負担率の上昇をもたらすような税制上の新たな措置を基本的にはとらない」、こういうふうになつておるわけでありますけれども、今局長からも答弁がありましたように、本当に厳しい真剣な、特に地方財政の問題を中心にして議論があつたことは御承知のとおりであります。しかし、何としても地方財政の税源を確保しなければいかぬ、そういう中でのいふゆる異例の措置として、一年間としてたばこの消費税の問題が出てきたわけでございまして、

これは、一つは地方財政政策の一環としてとられたものである、また、臨時、異例の措置であり、しかもその増収の規模から見ても、今お話しした臨調の「増税なき財政再建」の趣旨には反しないであらう、そのように考へておる次第であります。

○中川(昭)委員 現行のたばこ消費税は、一つのものに對して従量税と従価税がかけられておると

いう非常に珍しい税制をとつておるわけでありますが、今回はその従量税のみを引き上げて、従価税の税率は据え置く、しかも実質金額を据え置くということと、特例措置を設けておるわけであります。その理由についてお伺いしたいと思います。

○矢野政府委員 今回のたばこ消費税の税率の引き上げを従量割に限つておりますのは、現在の国と地方のたばこ消費税の配分割合、これは半々でございまして、この半々の配分割合を変更しないように、国も地方もそれぞれ同額を引き上げるといふことと同時に、国庫補助負担率の引き下げに關連をしておられる措置でございまして、そのための地方財政政策として、国の増収分につきましては、これは地方交付税を通じて地方に配分されるということから、一本当たりのたばこの税額の引き上げ分をわかりやすくする、両者合わせまして一本につき九十銭ということになるわけでござい

ますが、これはできるだけわかりやすくするといふことが適當であるといふこと。それから従価割と従量割の二本立ての税制でございまして、従価割の割合が現行制度では八割といふことになつておるわけでございまして、この従価割の割合が高過ぎるのではないかと、こういう批判にもある程度こたへることが望ましい、こういうことを考慮したわけでございまして、

なお、御指摘のように従価割は定価の引き上げが行われますと自動的に税額の増加にはね返つてまいりますので、従量割のみを上げるといふ今回の措置の性格上、従価割につきましては課税標準から千本につき千円を控除するといふことによりまして、その定価の引き上げ分がはね返らないように措置をしたということになるわけでござい

ます。なお、この結果、従価割と従量割の割合でございしますが、現行の八対二から七対三、つまり従量割の割合が三割ということになるわけでござい

○中川(昭)委員 今回のたばこ消費税の引き上げは六十一年度の国庫補助金の削減との関係で出て

きたものと理解しております。この削減措置は三年間の措置といふふうになっておりますが、たばこ消費税の引き上げは六十一年度限りとなつておるわけであります。三年間の措置に対する財源対策でありながら、これを今年度一年間にした理由。また、六十二年、六十三年はどうするのかといふこと。そしてまた、これは四月一日から始まる六十一年度でございまして、引き上げ措置は五月一日からといふふうになっておるわけで、この辺がちょっと整合性がないような感じがいたします。この二点についてお伺いしたいと思います。

○小沢国務大臣 ただいま御指摘の、三年間の一年間はどうかといふお話でございまして、御承知のとおり、今、税調におきまして税制の抜本改正について検討がなされております。したがひまして、このたばこ消費税につきましては、その妨げとならないようにといふ考へのもとに一年間ということにいたしましたものと考へております。抜本的な税制改正がどういふ形で出てくるか、それはまだ審議の最中ですからわかりません。したがつて、具体的に六十二年以降の措置をどうするかといふことは言える段階ではございせんけれども、私どももいたしましては、どのような形で抜本税制改正がなされるにしても、地方の財源の確保といふことは絶対圓つていかなければならない、そのように考へております。

なお、四月一日、五月一日といふ点につきましては局長から答弁いたさせますが、単純な事務的な問題であるといふふうには聞いております。

○矢野政府委員 後段のお尋ね、四月とせずなぜ五月としたかといふ点でございまして、

今回の措置は一年限りの措置といふこととございまして、そういう意味では五月一日から明年三月三十一日までの十一カ月間といふこととございしますが、この実施時期につきましては、一つは、これに伴ひまして小売定価の改定が当然前提にされるわけでございまして、したがつて、この小売定価の改定の認可の時期を見定める必要があるといふこと。それから、こういった改定の場合に、通

常、消費課税につきましては課税の公平を期するため手持ち品課税を行います。新しい税率がかけられてないものにつきまして、負担の公平を期する意味で手持ち品に課税をするということが行われるわけでございますが、この手持ち品課税につきまして、納税義務者である小売販売業者等に対する周知徹底ということも図る必要がございます。そして、そういった準備期間がどうしても必要であるということも考慮いたしまして、年度が始まりましてから一カ月後の五月一日より改定を実施したい、このようにしておるところでございます。

○中川(昭)委員 それでは地方財政計画についてお伺いをしたいと思います。

地方財政計画は地方自治体の財政というものは収支がバランスしておりますので、地方財政、地方団体の財政運営に支障はないというふうな言われまされども、個別の団体は必ずしもそうではないという、現在、地方団体は予算編成に四苦八苦しているというのが現状だと思います。そういう中で経済企画庁の最新の地域経済動向を見ますと、各地域の景気動向は今明確に二つに極端に分かれてしまっているというのが実情だと思います。全国十地域のうち北海道、東北、北陸、中国、九州、四国、沖縄の七地域は景気回復は「足踏み状態」という同じ表現が使われております。一方、関東、中部、近畿の三地域は「緩やかに拡大」という表現が使われておりまして、十地域が見事に二つに分かれた表現になっておるわけでありまして、この三地域がいいのは当然でありまして、中曽根総理大臣が現在の日本の経済は緩やかな拡大基調にあるというふうに言われておりますけれども、これが当てはまるのは日本のごく一部の地域、面積からいってもそこから出ている国会議員の数からいっても非常にごく少ない地域だ、決して日本が緩やかな拡大基調という表現に当てはまらないというのが実情だと思います。そしてまた、その影響で地方税収入についても非常に伸びが予想よりも悪いというのが実情でありまして、その一番典型的な例が残念ながら我が北海道

でございますけれども、五十九年度地財計画によれば六・八%の伸びであるのに北海道は実際にはわずかに三%であったというふうになっておるわけでございます。

そこで自治省にお伺いしますが、六十年地財計画によりまして、一〇・六%の地方税の伸びを予定しておりますけれども、今のところの全国ペースで結構ですから、地方税の伸びについてお伺いしたいと思います。

○矢野政府委員 昭和六十年度の税収の動向についてのお尋ねでございますが、御指摘のように地方財政計画に計上いたしました税収、対前年度で一〇・六%ということになっておるわけでございます。ただ、これは計画同士の比較でございますので、昭和五十九年度の実績と比較いたしますと、これよりも低くなります。私どもの方では、市町村税につきましては多数の団体にあたりましてその実績の速報をとっておりませんが、道府県税については実績をとっております。一番新しいものが十二月の末現在の状況でございますが、これによりまして対前年同月比で道府県税は七・七%の増加でございます。一方、先ほど申し上げましたように、五十九年度決算と六十年度の地財計画に計上した道府県税の比率は七・五%になります。五十九年度に自然増収がございましたので、道府県税の割合は七・五%の伸びということになるわけでございます。したがって、七・五%の伸びとなれば計画上の収入が達成できる、こういうことになるわけでございますが、現在七・七%でございます。ただ、内容を見ますとやはり法人関係税につきましては計画で見込んだものをどうしても下回るのではなからうか、やはり景気の動向等を反映いたしまして計画額の確保はちょっと難しい状態でございます。その他の税目におきまして計画をある程度上回る収入が出てきておりますので、ただいまお示し申し上げたような状況になっておるわけでございます。今後のなお残された期間の状況にもよりますが、道府県税につきましてはぎりぎり計画額をトータルとしては

確保できるのではなからうか、また市町村税は速報をとっておりませんけれども、各種の状況から判断をいたしますと、計画額の確保は可能である、このように考えております。

○中川(昭)委員 十二月末で七・七%で最終的には計画どおりというお話でございますけれども、北海道は十二月末で二・二%というふうな何ってありまして、とても一〇・六%にいくようなこれは平均ですけれども、北海道として二・二という数字であればとても地方税で地方財政を計画どおりに賄えないというのが実情だと思います。

そこで伺いますが、現在までのところ計画よりも極端に地方税が落ち込んでおるところ、都道府県で結構です。それからその結果として財源として減収補てん債の発行を予定しておる都道府県、これはどこがあるかお伺いをしたいと思います。

○花岡政府委員 都道府県の場合に十二月末の税収状況を見ましたところ、これは平均以上か以下かという分析は税務局長の方で詳しく調べておるものと思いますが、私どもも財政運営の状況をお聞きしておる中で税収の状況を聞いておるわけでございますが、現在非常に低い伸び率、例えば二%台以下の伸びが八県あるというふうに見えております。また、一〇%以上伸びている県というのも十県ある、そういうふうなことで地方団体ごとには非常にばらつきがあるわけでございます。この税収につきまして十分確保できない団体につきましては減収補てん債の要望が来ております。

ぐらいいし税収の伸びの見込みがない、こういう中で果たして予算が組めるのかということでございます。まして、北海道においても三百億円の財政調整基金を全部吐き出してしまつて、それでもまだ足りないというのが実情のようであります。そもそも計画と同じ前提で地方の予算が組めるのかどうかという議論が出てまいりました。例えば今の税収の見通し、あるいはまた人員削減計画にいたしましても、国と同じようにやれといつても過疎あるいは農村地帯ではそう簡単にはいかないとか、あるいはまた昨年から急激な円高で中小の輸出業者が大変に困つておりました。これが地域問題になっておるとか、あるいはことし初めから日ソ漁業交渉の影響で船が全然出漁できない地域とか、地域の重大な特殊事情によって地方財政あるいは予算編成が組めないような地域に対して自治省としてきめの細かい財源手当をすべきではないかというふうな考えておりますけれども、この点に關しまして自治大臣にひとつお伺いをいたしたいと思います。

○小沢国務大臣 その点につきましては、私も東北の田舎の出身でございますのでその地方の財政の状況については十分身にしみてわかつております。したがって、今後の交付税あるいは地方債、そういう観点からそれにつきましては先生御指摘のようにより一層きめの細かい措置をしていかなければならない、そのように考えております。

三

おくれている地域は特に民生活をしようにもできない地域ということで、公共事業による刺激策も刺激効果が余りなくなつておるといふ状況の中で、何とかして景気刺激のためにひとつ自治省として対策を考えていただきたい。これは、先ほど申し上げました全国の大部分の地域の切実な要望であると思ひます。何か自治省、ひとつ決意なり対策なりをお示しいただきたいと思ひます。

○花岡政府委員 自治省におきましては、かねてから地域の地場産業の活性化を図りますために地域活性化対策というに取り組んでおります。これは、各地域におきまして事業を自主的にやり援助を申し上げておるわけでございますけれども、特に今年度におきましては、まづつくり特別対策事業につきまして起債の充当率を従前の七〇%から七五%に引き上げる、あるいはその元利償還金について交付税に算入する率でございますが、従前の二五%から財政力に応じて五〇%までという考えであつたわけでございますが、これを今後は三〇%から五〇%にしたいというふうな明年度は考えておるところでございます。その他いろいろ地方債等を通じて、地域におきまして活力と申しますか、地場産業の活性化のためあるいは単独事業の施行のために必要な財源の面倒を見てまいりたいというふうな考えておるところでございます。

○中川(昭)委員 昭和六十年度、六十一年度と、それまで認められておりました財源対策債による措置がなくなつたことによりまして、地方債の充当率が引き下げられたわけであります。特に農業基盤整備は、原則として地方債の充當なしということになつたわけでありますけれども、昨年本委員会でも、質問をさせていただきまして、激変緩和ということで調整債の配分が行われることになりました。ことはどういふふうになるのでしょうか。

○花岡政府委員 御指摘のように、六十年度と六十一年度の地方財政は国庫補助負担率の引き下げ

がない前提では収支が均衡することになつたわけでございまして、そのことのために従来のいわゆる財源対策債による措置というものを講じないこととして、その相当部分は交付税の基準財政需要額に算入することにしたわけでございまして、ただ、農業基盤整備事業等に係る地方債も財源対策債であつたために、この措置がなくなるといふことは非常に各団体の財政運営に支障を生ずるということから激変緩和の措置を講じたわけでございまして、六十一年度におきましても事業の執行やあるいは個々の団体の実情をよく伺ひをいたしまして、その運営に支障のないようにこの調整債の配分に当たりましては適切な措置を講じてまいりたいと思ひます。

○中川(昭)委員 昨年度に比べて困らないようにひとつ御配慮をお願いしたいと思ひます。ここでちょっと個別のことについて伺ひたいのですが、特定環境保全公共下水道という制度があるわけでございまして、これがことしの三月から実際にスタートをするところがあるのであります。これは下水道が生活環境のナショナル・プログラムとして必要であるということでこの制度がスタートしたわけでありますが、例えば十和田湖とか阿寒湖とか観光地帯を抱えたところというのは、どうしても町の人口、例えば阿寒湖の場合二千二百人しかいないわけでありまして、観光客が夏の時期集中して来る。二万人から二万二千二人くらいの方が一時に集中して来るということになりますと、下水道設備をつくる場合でも、定住人口の二千二人だけをつくるのではなくて、どうしても二万人分、お客さんの分までつくつていかなければならない。そしてまたその分をなかなか観光料金に転嫁できないとか、あるいはまた日帰りで素通りしてしまう人がそれを利用する場合には全く有料にもしなければ転嫁できないというところで、当然のことながら町の財政負担あるいはいろいろな形でそこに住んでいる人たちに下水道料金が高額な、十倍という形ではね返つてく

るといふのが実情だと思ひます。そういう中で完成して、町のためによくなつたことは間違いないのですが、いざスタートしてみると財政負担あるいはまた町民の負担がとて大変だということ、何とか対策を考えてほしいというものがこの施設を持つておる地域の切実な声であるわけでありますけれども、このことにつきまして何か対策がございましてお示しいただきたいと思ひます。

○小林(美)政府委員 御質問の阿寒湖のような場合は、例えば阿寒湖の汚染防止のために処理水を遠くに持つていかなければならぬということ、連絡のためのパイプ等にお金がかかつておりまして、また、夏に観光客が集中いたしましたので、ピーク時の処理人口に合わせまして処理施設をつくつた、こういう特別な要因によりまして処理原価が高くなつておると考えられるわけであります。自治省といたしましては、このような地理的条件によりましてどうしても処理原価が高くなる団体に對しましてその対策を検討してまいつたところでございまして、六十一年度から二つの対策を講じたいというところで、予算の方でもお願いをいたしておるわけでございまして、

一つは、供用開始当初どうしても資本費が高くなるわけでございまして、その負担を後年度に繰り延べるといふために地方債措置を講ずる、我々の言葉で言いますと資本費平準化債ということを考えておるわけであります。これも大きく拡充いたしたわけであります。

それからもう一つは、この最初の五年間は起債措置で対応いたしますけれども、供用開始後五年を経過してもなお処理原価の高い団体につきましてはまた別途対策を講ずる、一定の要件のもとに一般会計からの繰り出しを認めますとともに、その繰り出し額につきまして交付税措置を行うというところを考慮しておるところでございます。町自身におきましても使用料徴収のための努力は必要というふうな考えをしておりますが、阿寒湖のように地理的条件等によりまして処理原価がどうしても高くなる団体につきましては、今申し上げました二

つの措置によりまして経営の健全化を図つてまいりたいというふうに考えております。

○中川(昭)委員 ありがとうございます。それで最後になりますが、昨年の補助金一括法案が成立するのが大変遅くなりまして、その結果地方に大きな影響を及ぼしたということについてちょっと伺ひたいと思ひます。

昨年の補助金一括法案が成立したのは五月十八日であつたというふうに承知しておりますが、その間、先ほど出ましたような景気回復がおくれている地域、公共事業を一日も早く執行してほしい地域では、国がやるべき財政措置を一時立てかえ払いをして地方団体がやつたということがございまして、概算払いとかいろいろな細かい点があるもので必ずしも正確ではございませんけれども、北海道の例を挙げますと、法案が成立するまでの公共事業が七百二十億ございまして、そのうち前払い分が四〇%で二百九十億、そのうち国が見るべきもの、平均で大体六七%と計算をいたしますと、百九十億円を北海道が立てかえ払いをいたしまして、その間銀行から借り入れということで当然利子を払わなければいけません。これを一カ月分と計算をいたしますと五・五%で、大体九千万円、約一億円を地方団体が立てかえ払いをしたという計算になります。北海道の場合、一兆八千億くらいの予算の中で大体二億圓くらいしか予備費がないわけでございまして、二億の予備費に對して一億円を、金利分を立てかえ払いをした、これは非常に大きな数字だと思ひます。これもひとえに国会での法案の成立がおくれたからということになるかと思ひます。そこで、ことしも同じような法案が出てくるわけでございしますが、これは審議を尽くした上で地方行政委員会あるいは関係委員会が年度内にぜひ成立をしなければいけないということ、これは与野党含めて我々の責任でもあるのではないかとこのように考えておりますが、ひとつその辺の地方に与える影響、ことしも出るかもしれないけれども、それに対して自治大臣、どのような考えになつておるのでしょうか。

○小沢国務大臣 法案の御審議につきましては、ただいま国会に御審議をお願いいたしておるわけでございます。そういう地域の状況、特に公共事業にかなり大きく頼っておる地域におきましては、一日も早くという声が多いことは承知いたしております。したがって、いわゆる補助率のカット、そしてそれに伴う地方負担、そういうその経過についてのいろいろの御議論はもちろんなると思っておりますけれども、できるだけその地域の実情をお考えいただきまして速やかに御審議をいただきたい、そのように願っておるものであります。

○中川(昭)委員 終わります。ありがとうございます。
○福島委員 細谷治嘉君。
○細谷(治)委員 質問に入ります前に、今度の国会でこの委員会が審議している地方税法の改正のほかに、他の法律によって、言ってみますとこの委員会にからないうる地方税法の改正が行われております。それは今度の場合何件くらいあるのか、そして減収分はどのくらいになるのか、教えていただきたい。

○矢野政府委員 今国会における他法による地方税法の改正法が何件あるのかというお尋ねでございますが、本日までに提出済みのものは五本でございます。特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法案、日本下水道事業団法の一部を改正する法律案、年金福祉事業団法及び国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、生物系特定産業技術研究推進機構法案、老人保健法等の一部を改正する法律案、以上の五件でございます。

なお、この他法改正によりまして税収がどうなるのかというお尋ねでございますが、ほとんどは増減収はゼロに近いものでございます。あるいは物によりまして中身が必ずしもはつきりしないものもございますけれども、それらにつきましても、ほとんど微細なものにとどまるかと思っております。なお、物によりましては、非課税特例措置等

の廃止によりまして若干増収になるものもございます。

○細谷(治)委員 見ますと、他法によって変わるものは、例えば特別土地保有税とか事業所税とか不動産取得税とかこういうものが多いようですね。今回の場合もそういうものが多いようですね。それで、常にその税収というのは今のところ幾らかわからぬ、このほかにも出てくるかもしれないという局長のお答えですが、確かにあなたの方で、「地方税」という財務協会から出てくる雑誌がありまして、七月ごろになってまいりますとその詳細が出てまいります、私が聞きたいことは、なぜ地方税法——今審議に入っているわけですが、大体においてよほどのことがない限りは日切れ法案として三月中に衆参で可決されておるわけですか。他の方もやはり恐らく何かの法律で、下水道なら建設省の何かの法律の附則のところでちよこつとやられると思うのです。

なぜこういうものをこの地方税法の中に、今出ている五件については入れることができないのか、入れられない何かの理由があるのか、物差しがあるのか、基準があるのか、これをお聞かせいただきたい。

そして、金額は場合によつてはふえるものがあると言つてちよつと喜ばしているようなことを言つていますけれども、大体わからぬはずはないです。今度はお出でおりませんけれども、いつの日かは——大体十億というにはならぬようでありまうけれども、かなりのものがあるわけですね。私が言いたいことは、普通はそうでありまうけれども、かつて三十何年ですか、五、六年ごろでしよう、現在の府県民税、今、二段階比例税率ですね、百五十万を境にして二%と四%。これは地方行政委員会が可決した法律ではないです。地方行政委員会では決つていて府県民税というものは七段階か八段階か、所得に応じて今の住民税と市町村民税と同じようなタイプで法律ができておつて、実施しないまま突如として大蔵委員会が所得税の改正という形でやられておるわけです。地方

行政委員会とはつんば数ですよ。そんなことがあつてはなりませんし、せつかく一生懸命地方税法を審議しているわけですが、その外の方で別に法律の改正が動いているということでは、何のためかやっているのか、次第によつては意味がない、こういうふうになると思うのでしつこく私は聞いています。

大臣、そういうことがありますが、今は不完全な答弁で我慢しますけれども、少しきちんとした見解も、そしてできるだけやはり本法の中で、附則などで片づけぬで、本法の中できちんとやっていたらいい、こう思いますが、いかがでしょう。

○矢野政府委員 御指摘のように、いやしくも地方税制の改正に係るものはできるだけ地方税法の一部改正法案の中に盛り込み、当委員会の御審議をいただくべきものと考えております。まして地方税制の基本にかかわるような重要な問題、これはもう当然のことでございます。先ほどの御指摘の府県民税、昭和三十七年であったかと思ひますが、市町村民税と同じような累進構造を持った税率に改正する案が結局は実施されないので現在の形になったわけでございますけれども、そういう基本にかかわるようなものが地方税法の一部改正案として御審議をいただけないというようないことがあつてはならないと思ひます。

なお、他法改正でございますが、これも私もできるだけ地方税法に入れないといふことで、常日ごろ努力をいたしております。ただ、率直に申しまして地方税法提案の時期までに関連をいたします、そのもとになります法律案の中身等が必ずしも固まらないうちから法律案の中身等が必ずしも固まり状況を見定め、現在の地方税制の体系上バランスのとれた形で措置を講ずる必要があるといふことで、もとになる法律案の中身が固まるのを待たざるを得ないような状況にあるわけでございます。そういったものが他法改正という格好で行われてくるわけでございますが、御指摘のようにできるだけ地方税法の一部改正に盛り込

む努力を今後ともしてまいりたいと存じます。

○小沢国務大臣 ただいま局長も答弁されましたけれども、基本的に本場に地方税の基本にかかわる問題は当然この地行の委員会において審議されるべきものと思ひます。ただ、いろいろな法律案に関連いたしまして、その法の主たるあるいは大きな目的性に照らし合わせて所管の審議の委員会が決められるということも間々御指摘のようにあるかと思ひます。そういう実際上のケースはあるかもしれませんけれども、国会審議の中において、あるいはそういう場合には連合で審査するか、これは先生方の御意思次第だと思ひますけれども、そういう道も講ぜられております。ただ、基本的には、地方の税の問題につきましても地方行政の委員会が検討していくことが当然のことであると考えております。

○細谷(治)委員 大臣、年々やうやう十件近く、七、八件から十件くらいあるわけですか。こういうのは、地方税法という基本が決まらないうちから、これは極めて個別的な、ある意味では税額も小さいし、簡単でささいなことといふことはちよつと適切じゃありませんけれども、連合審査をやるまでもないわけですから、恐らく省と省との間の話がつかぬでおくれた、こういうこともあるでしょうけれども、この法律が、基本が決まらないうちから地方税法の改正に織り込まないようなものはこれは受け付けぬぞ、来年に回せというぐらゐの決意でやりますと、今言つたように基本にかかわるような府県民税を所得税の附則でやっちゃうなんという例が起りかねないわけですから、特にひとつそういうものは基本的には拒否する、もちろん例外も私は認めないわけではありまうけれども、基本的には拒否する、こういう態度でやっていたらいい。税は基本です。いかがですか。

○小沢国務大臣 御指摘のように、地方税の基本にかかわるような問題につきましても、まず第一に国会においては地行の委員会、そしてまた政府部内においては自治省が当然お互いに協議しながら

らやることでありまして、基本が定まったものについて、後からまたそれを変更するようなたぐいのものが出てくるというようなことは本来あってはいけないものでございますし、先生の御指摘のようなきちんとしたけじめをつけていくという態度を堅持していかなければならない、そのように考えております。

○細谷(治)委員 本論に入りまして、今中川委員から質問がありました点、ちょうど私も日高税制二課長に来ていたおきから、少しこの問題に触れておきたいと思っております。

今お答えがあったように、税制調査会の答申は十七日、そうして突如として出てきたものがたばこ消費税で、国税として千二百億円、そしてその千二百億円は全部特例で交付税に加算する、それが二十一日に決まったというわけですね。二十三日に大蔵省案が出ておる。十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、大体五日です、五日の間に、税制調査会が答申したものは全く触れられておらぬ一字一句もないものが突如として出る。しかも今度は専売じゃないんです、政府の機関じゃないんです、民間の機関になった日本たばこ株式会社から税を突如として取り上げるというのはいくらに理不尽、官尊民卑、無計画も甚しい、こう言わざるを得ないのですけれども、どうですか。みんな新聞にもそう書いてあります。いかがですか。

○日高説明員 既に御答弁があったかとは思いますが、御承知のように六十一年度予算編成の大詰めにございまして、補助金等の整理合理化の問題が大きな問題になってまいりました。

私も国の立場から見まして、その補助金等の整理合理化を実現することが六十一年度予算の大きななかまでございますし、反面それに伴います地方財政への影響をできる限り少なくしあるいは排除し、地方行政の運営が円滑になるように措置しなければいかぬ。そのようなことから、急遽たばこ消費税の引き上げの問題が出てまいったわけでございます。御指摘になられましたよう

に、昨年十二月十七日の税制調査会における答申にはこの問題は入っておりませんが、その後こういった今申し上げたような経緯から、この消費税の増税の問題が出てまいりましたものですから、事後にはなりましたけれども、二十一日に税制調査会の総会にお諮りをし、御理解をいただいたというところでございます。したがって、このような経緯に基づきます今回の消費税の引き上げは、大蔵大臣もたびたび予算委員会でも御答弁しておられますように、いわば臨時、異例のものであるということでございますので、どうか御理解をいただきたいと思っております。

○細谷(治)委員 私も、この問題は予算委員会でも大蔵大臣とやりとりしておりますからこれ以上触れません。

中川委員が言うように、この税は一年間ですよ、一年も満足じゃない。暫定措置は三カ年とする、三年と一年でバランスをとれと言ったらかかしわけです。そうしますと、六十二年にはたばこ消費税は要らぬ、これは六十一年度に限っての財政措置である、地方財政対策としての措置であって、六十二年、六十三年の続く三カ年間のうちの二年間は何かの財源対策をするつもりなのか、しないつもりなのか、そのときになってみて考えるということなのか、それをお答えいただきたい。

○日高説明員 まずたばこ消費税の今回の引き上げにつきましては、国税につきましては租税特別措置法、それから地方税につきましては地方税法の改正という形で御提案いたしておるわけでございますが、その期限は御指摘のように一年ということになっております。

まず税の立場から申し上げますと、御承知のように現在税制調査会におきましては、税制の根本的な改革の検討作業に入っているわけでおるわけでございます。いわばこの税制調査会における基本改革の答申を、ことしの秋あるいは遅くとも年末までには出していただく、そういうことで御審議をいただいております。したが

いまして、いわば税制の根本改革におきましては、当然現在あるすべての税目について検討の対象になり得る。したがって、このたばこ消費税の問題につきましても、現在まだ税制調査会における審議が行われておりませんが、今後審議が行われるというふうにも考えておりますし、それによれば、その審議の結果税制調査会における結論が、例えば六十二年以降に消費税についての税負担のあり方をどのようにするか、その問題についての結論が出た場合には、私どもとしてもその税制調査会における結論に従って対処したい。今回の消費税の引き上げの問題は、現在行われております税制調査会における結論を、いわば先取りすることがないように、一年という形で切らしていただいたというわけでございます。

○細谷(治)委員 私の質問に答えていないのですよ。税目全体について国税、地方税を通じて検討することは、税制調査会が根本的に改正をやるのは当たり前のことで、私が言っていることは、一兆一千七百億円の補助金、負担金をカットした、その対策として両大臣の覚書によつて二千四百億円の交付税増額と税の増額ということに対応したわけですよ。そういう自主税源を二千四百億円与えたわけですから、来年度は税制改正が行われることははっきりしているけれども、一兆一千七百億円のうちの二千四百億円というのはわずかでありますけれども、そういう地方税源対策というのをやりになるのかやらないのか、これはあなたの方の考えでしょう、税制に任せますというわけじゃないでしょう、それを聞いていますよ。

○日高説明員 たばこ消費税に伴うこの二千四百億円の問題でございますが、私も私としては、私も主税局でございますから、税の立場から見れば先ほど御答弁したとおりでございます。今回の例えは六十一年度予算におきましては地方財政対策全体を考えたならば、ことし六十一年度におきましていろいろな総合的な地方財政の全体の収支見込み、その中で各種の地方財政対策を講じた、こう

いうことになっていてと承知しております。したがって、六十二年以降の地方財政対策をどうするかにつきましては、正直申し上げれば主計局が全体の取りまとめ役でございますから主計局の方から答弁した方がいいのかもしれないですけれども、こうした六十二年以降におけるそれぞれの年の地方財政収支全体を見ながら基本的には地方の行政が支障なく運営できるようにそのときどきに対処されるべき問題ではないかというふうに考えております。

○細谷(治)委員 税金を減らしても補助金、負担金を減らしても、借金道をあけてやるから地方財政の運営に支障がないようにいたしますと、いつも決まり文句ですよ。そんな答弁なら、あなた、大蔵省の課長でなくたってだれでもできますよ、これは。私が聞いていますことは、地方の今日の税源構造、財政構造、こういうものからいって、一兆一千七百億円の補助金、負担金を減らした以上は自主税源を一部与えてやらなければいかぬだろう、その他はひとつ借金でやってくれ、これが大蔵省の考えでしょう。そしてたばこ消費税を突如として税制調査会を無視してやったわけでしょう。そうだとするならば、全部借金でやれという基本じゃなくて、税源を与えよう、残りは借金でやってくれ、こういうことなんだから、そういう基本的考えは貫いてもらわなければいかぬ、三年間の暫定措置の間は。一年間だということとはわかりませんが、来年あるから。しかしその考えは貫く、これを約束してもらわなければいかぬですよ。私は下がれない。

○日高説明員 先生御指摘になられました地方の税源をどうするか、あるいは国と地方の財源配分をどうするかという問題につきましても、税制調査会における根本的な改革の中では、これも一つの大きなテーマになろうかと思っております。したがって、今税制調査会で御審議が行われている最中でございますので、この問題に伴います地方財源の配分をどうするかという点につきましてもまだ私どもとしても申し上げる段階にない。その

りなさい、これはおかしい、ですから社会保険診療報酬は非課税から除きなさい。ところが自民党税調はそうじゃないんですよ。だから大川さんがこう書くのは当たり前ですよ。さらに大川さんはこの論文で「政府税調は、税制の決定権まで欲するべきではない。」そうでしょう。それならそれで税制の大綱くらい決めたいといふ大川さんは言っているんですよ。そして具体的なものについて、は政調の税調で翌年度の税制について考えればいいと大川さんは言っているんです。それはど大蔵省もなめられて、そして政府税調なんてもはや小倉さんが何と頑張ろうと、おれに自主性が無い、だからやめたなんて幾ら新聞に書いたってだめなんですよ、中身が。そんなところにあなたが逃げ場を求めるなんておかしいじゃないですか。しかしもうやめます。

財政局長、私は心配しているんですよ。一兆一千七百億は完全に財政措置はしました、地方の方は困らないようにいたしました、これで事は済む。質の問題なんです。量の問題ばかりじゃない、そう私は思います。財政局長、職を賭して頑張るぐらいの決意で、この税のシェアは守るんだという事を税制改正の中で頑張るといふぐらいの決意をひとつ、これは大臣でしうけれども、はつきりしていただきたい。

○小沢国務大臣 秋に予定されております基本改正におきまして、いわゆる地方の自主税源、財源、それが十分に確保されて今の財政状況とさま変わりになるというような状況にでもなれば別でございますけれども、そうでない限り今日、この経過は先生の方がよく御存じでございますが、自主財源として与えられたたばこ消費税、一年限りでございますが、六十二年以降はたばこ消費税とたばこ酒税とを別といたしまして、当然財政措置がされるべきものと考えております。

○細谷(治)委員 大臣の明確な答弁がありましたのでぜひそれをひとつ守っていただきたい、これをお願いしておきます。

もう一つ大蔵省に、大体二十分か三十分でこの

質問は終わると思っておつたらもう三十分超しちゃった。まだ予算委員会は済んでないので。今週の土曜日からいよいよ予算が上がるかもしれない、こう言われているのです。ところが、今新聞に、大蔵省が円高で法人税が伸び悩んで予算に見込んでおる税収は一兆円か二兆円ぐらいの穴があく、こんな例はないと思うのです。予算審議の真つただ中で既に税の穴があくんだ、こういうことを新聞に書いてあるんですよ。これもおかしいこと。

みずから自分でやつた数字について、まだ審議中に責任を持ってやれないで、もう予防線を張って足らなくなるかもしれないこと、やるように大蔵省の権威も今やどこにある、こういうふうになつて行きたらばつたりになっているんじゃないか、こういう評判がちらりほらりとあるんですよ。どうですか。これが一つ。

これについて、そんなことはない。しかし、確かに景気は実質四、五%、厳しい。アメリカの方も経済の成長率の下方修正をしておる。日本も大体四%なんてどこもなくて、大体において二%の上の方から三%の下の方だろう、この辺にいますね。これが一つ。

それからもう一つお尋ねしたいことは、所得税がいろいろこれから——ようやく予算委員会がきのうから動き出したのですけれども、所得税の減税という場合にどういう対応をするのか。減税をするだけけれども、最近の新聞ではサラリーマンの所得、トローサン、クロヨン、いろいろ言われておりますけれども、実額控除をした方がいいんじゃないかという意見もあるようですよ、それから「増税なき財政再建」というのを守らなければいかぬから、今租税負担率が大体二五%ちょっと、が、社会保険関係の負担率は大体一〇%から一二%、大体において四五%ぐらいにしたい。それが「増税なき財政再建」というのが絡んでおるから、社会保険関係のものは一〇を二〇にして、合

計して二〇と二五で大体四五か四六ぐらいに国民負担率をおさめよう、そういうようなことがしきりに今言われている。私は煙幕だと思つたのです。煙幕だと思つたのです。そういふことが言われておる。心配です。これも恐らくまああなたの答えは、税調がやることでありますから私には答えられませんとおっしゃるのですが、貴重な時間でありまして、一分ぐらいはちょっと答えてください。

○日高説明員 第一点の税収見込みの關係でございますが、円高の影響というものは、税収面で見ればプラスの面もあればマイナスの面もあるという事は御承知のことかと思つてます。したがって、御指摘になりましたその新聞報道を私もよく承知しておりますけれども、私どもとしては、現段階における今御提案しております税収見込みというものが適正なものであるという考えに何らかの変わりはないと思つてます。

それから、第二点の国民負担率の問題でございますが、御承知のように臨調の答申におきましては、長期的には上がっていくかざるを得ないという御答申をいただいておりますけれども、今般予算委員会に提出させていただきまして中期展望の際の今後の「財政改革を進めるに当たつての基本的考え方」、これにおきましては、この国民負担率の問題につきましては、「徹底的な制度改革の推進により、ヨーロッパ諸国の水準よりはかなり低い水準にとどめるよう努める。」という事を国会にお出ししておるわけでございまして、私どもとしては現在このような考え方であるという事でございまして。

○細谷(治)委員 これをやつても、それは先のことですという事を言われますから、時間が貴重ですからもう申し上げません。

そこで、次にちよつと進みますが、財政局長の「地方財政」という一月号の巻頭言に、今や地域開発、自治省では地域における特性を生かすような総合的な開発債というものをかなり重点的に地方債計画で考へておるわけですね。このあな

たの論文を見ますと、巻頭言ですからこの雑誌の一年間の柱になっておるのですから、「地方団体間の財政力格差が改めて注目される」、言つてみますと五十八年から六十年、「改めて注目される」、そして例として東京都の一人当たり、それから沖縄なり青森なり鹿児島等の割合に税源のなところを、法人事業税を書いておられます。そして、その後は今度は留保財源についての検討は必要だという形で、かなり重要な問題を投げかけておられます。この重要な問題を投げかけておることについては、私は異存がないのです。私も税務局が出している「地方税に関する参考資料」、財政局長の言葉が確かだろつかということ、五十八年以降急に地域間格差が拡大したのかということ、これをずっとトレースしてみたいですよ。三十八年ぐらいからずっとトレースしていきますと、国税がずっと大体においてはフラットに年度が動いておられます。それから、その次に府県税がありまして。市町村税とかあります。その中でも法人税とか法人税割とかなんとかは、それは特例でありますからおっしゃるようになりますが、言つてみますと東京はちよつと群を抜いているのですよ。それをあなたは注目したのだらうと思つたのです。東京とそれから鹿児島なり沖縄なり青森等の三十年の終わりの六十一年までずっとトレースしますと、東京はなんでもすけれども、下の方は少し上がつてきています。ですから、格差は拡大してないのです。ただ東京都は別ですよ。東京都は上がり方がひどいし、一人当たりのあれも全国平均を一〇〇といたしますと大体東京都といふのは百六、七十ぐらいになつておるのではありません。そういうことになりますと、あなたのこの論旨は、地域間格差を少し誇大にとらえているのじゃないか、こう思います。これはあなたの方としては交付税をどういうふうな税源の分布とマッチするよう配るかということに着目して言っているのじゃないかと思つたのですけれども、この論文で言いたいところは何か、ちよつとお聞きしたい。

○花岡政府委員

大まかにこれまでの交付税の状況といえますか、配分の状況を私ども見ておりますと、例えば四十年代には需要と収入のどちらが大きいかわかると見てみまうと、基準財政需要の方が大きいわけですが、四十九年ごろから収入の方が、基準財政収入の方が需要よりも大きくなってきております。地方団体の財政運営を見ておきますと、収入が需要よりも大きくなっているときには、やはり税収の少ない団体というのは財政運営は苦しくなってくる。そういうときに何をやらなければならないかと、財対債がございまして、小さな団体もこの財対債によっていわゆる単独事業も実行することができたということがある。ただ、五十八年から六十年にかけては、単独事業の伸びが計画上ほとんどございまして、五十八年度、五十九年度は交付税が減ったということもあります。それから東京都の税収を見てみますと、五十五年ごろから徐々に全国平均を上回る形になってきておる。それで地域間の税収もだんだんとばらつきが出てきた。

こういう背景のもとに歳出の抑制基調が続きました場合に、地方団体の財政運営はどのようになっていくのかということが私どものポイントでございまして、こういうふうな単独事業が抑制されてまいりますと、特に財政力の弱い団体というものは、現在のような考え方で計画が組まれておりますと単独事業を減らさなければならなくなる可能性があります。ここが一番心配でございまして、交付税の本質からいいますならば、財政力の弱い団体に財源を配分するということが財政調整の原則でもございまして、そういうことから見た場合にこの弱小団体をどうするのかということに着目したわけでございまして。その場合に、それでは留保財源との関係を見てまいりますと、弱小団体がなぜ苦しいかと申しますと、やはり一つは留保財源の伸びた分と弱小団体の伸びた分の差、これを交付税の基準財政需要にプラスできるのかということ、これが非常に難しい問題になってまいります。しかもこれはやりまうと、留保財源を

つづきますと、激変が起こることは御承知のとおりでございまして、昨年度ある程度試算をしてまいりましたけれども、相当な地方団体間の激変を生ずる。これでは安定的な財政運営が非常に難しい問題も出てまいります。

こういったことから見まして、私どもは一つには交付団体と不交付団体との問題、それから一つには交付団体間の財政力格差、特に弱小団体について、この事業を確保するという問題、これをどのように解決するのか。これは基本的には地方交付税を確保していく、これがやはり基本になるのじゃないか。同時に交付税の算定方法というものの十分検討してまいらなければならない問題ではございまして、増大というものが構造的なものであろうか、これも十分に検討しなければならぬ問題ではございまして。特にあらゆる角度から検討しなければならぬというのはいわゆる後進地域の補助率のかさ上げ等もございまして、こういった点なども全部ひっくるめて十分な検討を進めてまいらなければならない、こういうふうな考えで次第でございまして。

○細谷(治)委員

これはまた財政局長には交付税の際に十分な時間があるかと思っております。そこで、この責任者である税務局長、税の地域間格差は、税収で見ると限りにおいては、だんだん接近してきているんじゃないかと、むしろ収れんしつつあるんですよ。そう私は見ているんですよ。そうだとするならば、一人当たりの税収がどうのこうのと言っても、これはこの柴田さんなり東大の金子先生がやった税収を見ても、大体税収というのは人口の多いところに一人当たり多くなっているんですよ、奇妙に。例えば都市を見ますと、三万から五万ぐらいのところでは一〇%から二〇%ぐらいしか税のシェアがないんですが、大体三十万以上になりますと、一番最高というのはいくつか六〇%ぐらいの自主税源があるわけですよ。これは町村においても同じなんです。ですから必ずしも一人当たりの税収ですべてを支配しているわけじゃないわけですね。そういう点を見てこれをどう財政調整をしていくかということ

は、財政局の大変重要な課題で、これは本当に精緻巧緻、世界に冠たるものだと思っております。そう簡単にできるものじゃない。しかも、最近交付税の三三%というのは動いておりませんけれども、総額というのはいくら減ってきている。実質的にはこれは三三%の三三%しかない。こういうところに財政局の苦しさがあるんだと思うのですが、私の見方について、主管の局長としてはどういふふうに見ておりますか。

税制を考えていく場合に、地域間格差を是正するように努力することは間違いありませんけれども、今日の状況で地域間格差を税制だけで解決するんではないかというのではできないわけですから、どう対応しようかというのか、ちょっと。

○矢野政府委員

大変難しい御質問だと思いますが、税収の面で見た場合の地域間格差が長期的に見てどのような傾向をたどってきたかということ、ただいま御指摘のとおりで、格差というものは一人当たり税収の面から見るとむしろ縮まりつつあるというのが今日の現象だと思っております。ただ、一人当たりといいますが、これは人口そのものの動きというよりもやはり見なければならぬものでございまして、総量がふえても人口がそれ以上にふえればむしろ一人当たりの税収は余り伸びないというふうな現象も、その中には実は含まれると思っております。ただ、マクロ的に見る限り御指摘のとおりだと思っております。

ただ、私どもは、こういった今日の現象が今後どういふことに一体なるだろうか、その場合にはやはり日本全体の経済の動き、特に地域間の経済の違い、特質、そういったものもあわせて考えなければならぬと思っております。これからの日本の経済が、いわゆる高度情報化社会、情報化時代に入ってくる。一方で、いわゆるハイテク産業の比率が増大してまいり。そういったものがこれから地域間の税収の基盤をなしますところの経済にどう反映するかということ、私はやはり考える必要があるかと思っております。

人口の多い地域において、あるいは消費の多い地域において、むしろそういった新しい面の経済がやはり増大するのではないかと懸念もございまして、また一方で、ハイテク産業などのかなりの部分がむしろ大都市圏以外の方に立地をしつつあるという傾向、これもまた経済の地方分権と申しますか、そういう観点から一つの好ましい傾向だと思っております。いずれにいたしましても、ごく最近の税収を見る限り、やはりそういった、東京初め特定の地域において税収が伸びないという傾向はあるわけですが、これが本当に構造的なものであるかどうか、まだこれはもう少し模様を見きわめる必要があると考えております。

また、税制の面につきましては、申すまでもないところでございまして、税制全般を通じて、できるだけ普遍性ということを目指して、念頭に置きながら考えていくことはもとよりのことと存じます。

○細谷(治)委員

普遍性を考えると一番いいのはたばこです。どこへ行っても余り変わらないんだ、これは。それはもう青森とか鹿児島と言いますと、そうすると大臣が私もその近くだと言いたくなるでしょうけれども、やはり一人当たり少ないんですよ。しかし、一人当たりの税収と考えると、たばこは、ほとんどフラットです。差はない。ですからいいわけだけれども、そうばかりもいかぬわけですね。そこにも問題、難しさがあるわけですね。

そこで私は、具体的問題として一、二ちょっとお尋ねしたい。税務局長、あなたもまたこの雑誌に、違った雑誌ですが、巻頭言を書いているわけですね。その巻頭言に、不公平中の不公平の一つは利子配当についての課税だ、利子課税だ、ところ言っておる。ところが利子課税というのは思うに任せない。そこで、この間二月二十六日に大阪大学の本間教授が、勤労所得の税負担軽減のために

八十二億、そのほかにあるから二千億圓くらい。それから五十九年度は千四百二十八億くらいだ、こう言われているのです。その前の五十八年度が千二百億。五十八年度が千二百億くらいと見積もったのが財対臨特として交付税に千億圓上積みしているわけですね。ところが五十九年度からは、どういふ計算が私にはわからないのですが、これに見合うものとして千億圓組んでおいたものが突然五十九年度は五百億に減ってしまった。その前の年は千億でしよう。恐らく国は金がないから堪忍してくれということになったのでしよう。堪忍してくれとかやるとかじゃなくて、所得のあるところには国税もかけるし住民税もかけるというのが原則でしよう。それをやらないと、その問題があるわけですからね。それを、今までの税相当分を見ておいた、国の財政が苦しくなったからやめた、五百億圓とかは返上すべきです。本来取れるものを取りたいというくらい筋でいかなければだめだと私は思うのです。しかも六十年、六十一年は五百億に削られた上に、六十五年以降に特例として加算するかもしれないという程度でしよう。もったいもないわね、かわからぬですよ。六十五年以降は、五兆七千億という特別会計の借金を背負っておりまして大変なのです。そういう理屈の通らないところに追い込まれているというのが今の交付税の問題だろうと思ふのです。ですから、税務局長がそんな理不尽な、約束は源泉分離課税についての相当額という形でやっているのを五百億にするなんてものではないのです。どうせ六十五年で——ことし金を出さぬでいいというのなら五百億を鉛筆なめで一千九百億になるわけでしょう、今のところは書くだけですから。後で出さなければいかにぬということになるかもしれないけれども、筋の通った金を出すべきだと思うのです。五百億なんて筋がないですよ。困ったらこれを五十億にしましうといつたってそれで下がりますか。これはすぐれて財政局長の問題だろうと思うのですが、大体において、税の計算はどうなるということを計算

して資料を出すのは税務局の仕事だ。これはどっちの仕事ですか。

○矢野政府委員 所得税において課税がされながら住民税において課税をされていない利子配当所得にかかる税相当額は、昭和六十一年度の場合千九百八十二億圓と推計をいたしております。この金額は我々としてはあくまでもそれだけが現実の課税されてないということ強く認識し、また公にもしておるところでございます。一方におきまして、従来の財対臨特、その後交付税の特例加算ということ、財対臨特という名前が制度的にはなくなつたわけでございますけれども、これについては先ほど申し上げましたように、そういう利子課税分のほか地方財政全体の状況をあわせて考へるということでございますので、必ずしも利子課税の相当額そのものをこの臨特で見るといふことは従来なっていないといふべきではあるわけでございます。しかしながら、確かに金額は五百億圓でございますけれども、それが、そういう利子課税というものが住民税において課税されてないという事実をはつきりといわば証するところと申しましようか、そのこと自身は認めた上で、金額は御指摘のように利子課税相当額とはかなりかけ離れておりますけれども、やはりその財源を地方として確保すべきである、しかもそれは最終的には税制によつて解決をされなければならぬものである、それまでの間の一つの証拠と申しますか、そういうふうな形で出されているものではないかというぐあいに私の立場からは考へるところでございます。

○細谷(治)委員 この非課税の問題について、これが最初一千億つけられたときにこの委員会ですべての人が議論したのです。それはまさしく財対臨特というものは課税すべきものをしているところの問題があるから補つてやるんだ、それからその他とあつていますから、それは一〇〇%だと言つてないのです。その議事録を読んでもいただきたい。しかし、間違ひなく九〇%以上はその対応分として出たことは間違ひないわけです。それがい

つの間にか困る、困るということでは一千九百億とか二千億になるものが五百億になつてしまつた。しかも、その五百億は去年もことしも同じだ。そしてそれは六十五年以降までやつてしまふんだ。これは出世払い何かかわかりませんよ。六十五年になつたら忘れてしまふ、覚書はありますけれども、そういうふうには私は心配をいたしております。

大臣、そういう大変な問題があるのです。課税するようにしなすれば、所得のあるところには必ず税がある、税はきついものだ、こういうことなんです。税をよればそんなものは大蔵省に貸した借りたというものはなくなつてしまふのですから、これについてはぜひ基本的な線で解決していただきたいと思ひますが、いかがでしようか。

○小沢国務大臣 今までのことについてはいろいろな事情があつたのだと思ひますし、また非常に厳しい財政状況にあつたことも十分承知いたしてはおりますけれども、いづれにいたしましても、先生御指摘のように、どんな問題でもきちんとした正面から筋道をつけてやつた方が、その場限りの処置で過ごして行くというやり方はとるべきではないと私は考へております。したがって、ただいまちょうど基本改正の審議が進められておるわけでございます、その中におきまして、きちんと住民税、地方税の制度として確立していく、そういう努力を全力を挙げてやつていくべきであると思ひます。

○細谷(治)委員 ぜひそれを筋道を通してやつていただきたいというのを重ねて要望しておきたいと思ひます。

この税務局長論文の中にも、去年も私は申し上げたのです。社会保険診療報酬です。去年は自治省の努力によつて、事業税の中で社会保険診療報酬とマスコミ関係があつて、マスコミ関係はこれに落ちたわけですね。その際に、地方制度調査会でマスコミ関係の人はどう言つたかというところ、マスコミは泣きました、しかし税をかけることに応じ

ました、間違ひなく来年は社会保険診療報酬はやつてもうだろと私も念を押さされました、地方制度調査会です。ところが、残念なことには、参考になつてと読んでおきます。政府税調の方は「社会保険診療報酬に対しては現在事業税は課税されていないが、「税負担の公平を図り、税に対する国民の信頼を確保する見地から、この特例措置については、直ちにこれを撤廃すること」を強く要請する。」取りなさい、これは助産婦さんでも取つてゐるのだからお医者さんが納めないのはおかしいじゃないか、これは診療報酬とは別ですよ、そう言つておられます。ところが、二つのうちマスコミはやつて、今度はこれが実現するだろうと思つたら実現しない。これも問題で、大きな課題が来年に残されたわけですね。自治大臣の双肩にかかつてきたと言つてよろしいと思ふのですが、あらゆる努力を払つて、これだけは懸案ですから、実現していただきたいといふことが一つ。

もう一つは、この事業税について、長年の懸案であります。去年も問題になりましたけれども、外形課税、今のようない課税の方式じゃなくて外形課税をとつたらどうか、現に地方税法の中の一条としてこれがきちんと起つておるわけですね。そつちをとつてもいいというのです。全国知事会は五十四年に決議して、もし政府がやつてくれなければ自分たちはあの地方税法の中の一一条に基づいて条例をつくつてやると言つておりましたけれども、とうとう踏み切れなかつた。踏み切れなかつたのは何かの背景があるかもしれない。自治省が抑えたのかもしれない。法律があるのですから。この外形課税をやれば税の安定のためにも、現行を例へば半分、それから外形課税を半分、こういう手もあるわけですから、そういう線でぜひ実現するための努力をしていただきたい、こう思ひますがいかがですか。

○矢野政府委員 社会保険診療報酬に対する実質非課税措置の撤廃につきまして、政府税制調査会からは大変厳しい御答申をいただきました。しかし、残念ながらこの問題につきましては、我々縣命

午後一時三十分開議

○福島委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。宮崎角治君。

○宮崎(角)委員 公明党の宮崎でございます。

小沢自治大臣を初めとして、関係省庁に地方自治に関する質問を申し上げます。具体的な例もございまして、どうかひとつ誠意ある答弁をお願いするものでございます。

初めに、減税問題について伺いたします。

政府は、六十一年度の所得税、住民税減税を見送っているわけですが、各種の調査はいずれも、ここ数年、手取り収入よりも税金や社会保険料などの非消費支出の伸びが大きいことを示しておりまして、その結果、総務庁の五十九年家計調査でも、非消費支出の実収入に対する割合が五十年の八・七％から一五・三％に上昇して、また、六年ぶりの可処分所得の減少という事態を招いているのであります。そして、そのほか、住宅ローン返済や子供の教育費の増加を考えると、家計は全くゆとりを失っているわけでありまして、

例えば、年収五百万から六百万円の平均世帯で、仮に六十一年度に賃金が五％アップするとしまして、税金や保険料の増加や物価上昇で、その六割から七割が飛んでしまうのでございます。減税がなくても、賃金が上がればまだよいのでありますけれども、今年の賃上げは円高不況を見越しまして、アップ率は昨年以下と言われております。既に公務員の給与改定所要財源一％先組みは計上されていらないのであります。このようなゆとりを欠く家計では、生活水準の向上は望めないし、また消費を低迷させて、政府見通しのGNP四％の伸びを支える内需拡大の柱とは到底なり得ないと考えます。さきの与野党合意で、減税問題は「六十一年中に成案を得る」となったのであります。参院選を前に税調答申を得て政府の減税案がまとめられるのなら、どうして早期減税がでないのか、不思議でならないのであります。

そこでお伺いしたいのは、所得税が一部でも六

十一年度内に減税に踏み切った場合、住民税はいつ減税することになるのか、大臣の決意を伺いたないのであります。

○小沢国務大臣 与野党書記長・幹事長会談におきまして、所得減税は「六十一年中に成案を得る」ということになっておりますが、公明党の合意の問題でございまして、そのことにつきましては、もちろんこれを尊重していかなければならないと考えております。

所得税について減税が行われる場合には、当然住民税の減税も行われることになると思っておりますけれども、所得税の、今御指摘の年度中に行われた場合でございまして、先生既に御案内のとおり、住民税の仕組みからいまして、その翌年度に住民税の減税というものが実際として行われるものと思っております。

○宮崎(角)委員 その減税見送りで打撃が大きいのは、いわゆる社会的な弱者と言われる者であります。例えば老人については、年金がこの四月一日からその水準が大幅に引き下げられる。また医療費の一部負担金の引き上げが予定されている。さらに共働き世帯は夫婦世帯の半数に達している。特にパートタイムの女子労働者は、年々増加をいたしまして、全女子労働者の二割を超えるまでに至っているのではないかと懸念しております。そして、その就業動機は過半数が家計の補助となっておりまして、現状は非常に細々たるものであります。

パートタイム労働者の非課税限度については、五十九年度に九十万円に引き上げられたのでありますけれども、最近のパートタイム労働者の生活実態を考えると、早急にその引き上げが必要であらうかと思っております。

さらに、家計補助を目的としまして、その九割までが女子である内職者については、それが事業所得ないし雑所得とされているために、パートでは非課税となる収入九十万円でも、所得税だけで十万円近い税金が課せられる。パートタイム労働者と比較して著しく不利でありまして、その不均

衡是正は急務であると考えます。

このような問題は、本年度末までにぜひ是正の措置が講じられるべきであると考えているのであります。大蔵省に答弁を求めてみたいと思うわけでございます。

○塩田説明員 今先生御指摘のいわゆるパートタイムの主婦に対する所得税の課税の問題、それから内職者に対する課税の問題、この二つがあったかと思っております。

パート労働者と言われる方の場合につきましては、給与収入が九十万円以下の場合、給与所得の最低控除額が現在五十七万円ということでございます。これと基礎控除の三十三万円を合わせまして九十万円までの給与であれば、労働者本人といえますかパート所得者には課税にならないというところでございます。

他方、そういったパートの主婦の場合には、だんなさんの方の配偶者控除として奥さんの分が三十三万円控除できる、こういうことでございまして、パート収入が九十万円を超えますとこういつた恩恵が一部飛んでしまうということで、奥さんの稼ぎがふえたにもかかわらず家計全体として見れば税引き後の手取り額が減ってしまう、こういう問題がある。これがいわゆるパート問題と言われているものの一番大きなところだと思っております。

おっしゃるような問題につきまして、いろいろ言われておりますけれども、例えば基礎控除額だとかそういうものを引き上げれば問題が解決するのではないかと御指摘もございしますが、これを引き上げるといいますと、現在の制度をそのままだと、三十三万円であるとか五十七万円というのを単に引き上げただけでは、その一部の解決する層が出てくるだけだと思っておりますが、基本的な問題の解決にはならないのではないかと、いうふうに考えて、むしろ問題が大きくなることだと思っております。

それから、内職者につきましてもパートタイムと同様に考えてはどうか、こういう御指摘でございます。

先生おっしゃいましたように、内職者の場合には雑所得なり事業所得ということで所得税が適用されるわけでございますが、この問題につきましては、六十年度の税調の答申におきまして、「基本的には、主婦のパートや主婦の内職を雇用政策上あるいは労働法制上どう位置づけるかという観点から取り上げて議論すべき事柄であり、更に税制上の問題として、例えば配偶者控除のあり方や課税単位といった所得税制の基本的枠組みのあり方との関連において慎重に検討を行う必要があります」というふうにされているわけでござい

ます。御承知のように、現在、税制調査会におきまして、所得税を含め抜本的な改正の議論がなされております。そういった中におきまして、御指摘の内職の問題あるいはパートの問題につきましても議論がなされるのだからと考えております。

税制調査会の答申をいただきました段階で、適切に対処してまいりたいと考えております。

○宮崎(角)委員 大臣、中曽根内閣は、今も答弁が予定している。その際に、減税、増税、これは同額としているのです。国の財政再建に寄与するために同額の範囲内で、国税と地方税の配分比率あるいは地方交付税、地方譲与税等を含めました実質的な地方税の配分比率を変更しまして地方に対する配分比率を下げるといって考へ方があると聞いているのであります。この点はどうか。

大臣も本会議答弁等である申されておりましたが、二十一世紀はあと十五年、二十一世紀を目前にしまして地方の役割は今後ますます重要になるのである。税制改革において現在の地方税の比率三七％、実質的な比率五三％を上げることはあっても絶対に下げたはならないと考へる、下げることとはないと大臣の決意をひとつ伺いたしたのであります。小沢自治大臣の答弁を求めたいのであります。

○小沢国務大臣 ただいま先生御指摘のように地方自治体の果たす役割が今後ますます強まってくるものと思っております。そして、現実に地方財

政の状況を振り返って考えてみますと大変厳しい状況にございます。したがって、今日の状況のもとで地方の配分率を引き下げるといふような状況には毛頭ない、むしろ地方の自主的な税源、財源を充実させる方向で検討すべきものと考えております。

○宮崎(角)委員 地方財源の適正な配分並びにまた充実をこれからという御決意があったわけでありましたが、総理の文官から、また総理のお考えから、非常に私どもは危惧をし、将来の方向に対する憂慮をするわけでありませうけれども、いつも総理は本会議等の答弁を通して税制の五原則といいますが、公平、公正、簡素、活力、選択、こういった五原則に基づいて税調に諮問している、その五原則というものははっきりしているものであります。その中身は国民にさっぱりわからない。大型間接税の導入ということだけに焦点が当たっている。いわゆる税制改正というのは、国民生活はむしろ社会経済情勢に直接にかかわる重大な影響を及ぼす問題であらうかと思うわけでありませう。また、諮問に当たって自治大臣は、当然総理から協議を受けているのであらうと思うのでありますが、この点、どうなのか。

さらに、諮問に当たっての政府の基本的考え方がどこにあるのかを、この際伺っておきたいのであります。

○小沢国務大臣 先生の御指摘のように、総理も何度も答弁いたしておりますが、いわゆる公平、公正、簡素、活力並びに選択の観点に立脚してということでございますけれども、これは国税、地方税を問わず社会のいろいろな状況の変遷の中でいふ公平な面とかあるいはその他たくさんある問題等が出てきておると思っております。そういうようなことを抜本的にここで見直していかなければならない、その意味におきまして今、税調の審議をお願いいたしているところであらうと思っております。

私も自治省の立場といたしましては、そういう中で特に地方自治体の税源、財源を十分に確保、充実していくという観点に立つて御審議をいただき、また私どもとしてもそのような方針で今後対処していかなければならない、そのように考えております。

○宮崎(角)委員 もう一つ、疑問点を二つ続けてお尋ねしたいと思うわけでありませう。

その一つは、戦後四十年、我が国の税制は直接税中心、自主申告、総合課税、地方の独立税主義というシャープ税制が今日まで続いているわけでありませう。このシャープ税制の原則も変えるというのでございませうか。またその場合、地方自治の大きな柱である独立税主義というものについても見直しの対象となると考えていらっしゃるのか、この辺が一つ。

二つ目は、減税と財政対策は一つのものであるのに、なぜ春に減税、秋に増税と分けて答申を依頼しているのか。これは私としては非常に不可解であります。また一面、あえて言えば選挙を意識したものでないのか、この辺のところを危惧をするのでありますので、ひとつ明快な答弁を自治大臣に求めたいのであります。

○小沢国務大臣 税制の理論につきましては、先生の方が十分熟知しておられるわけでございますので私から申し上げるまでもないことと思っておりますけれども、今日の憲法下における我が国の体制は、その一つの大きな柱として地方税制、地方自治の確立ということがうたわれておるものであらうと思っております。その地方自治の面からも確立していくためにはということ、いわゆる地方税の独立の原則というものがとられておるものであらうと思っております。したがって、私どももいたしましてはこの基本的な考え方は堅持していかなければならない、そのように考えておる次第であります。

それから第一点の、減税を先に中間的答申でつかいたいただいて、その後で財源対策という、これは総理もたびたび御答弁なさっておりますけれども、これは別に選挙対策とかそういういわゆる政治的な意味の配慮からなされるべきものではないであらうと私は思っておりますし、総理もそういう意味で答えておられるわけではあらうと思っております。ただ、減税はできるだけしなければならぬ、しかし財源対策もこれあるよというような意味におきまして、秋をめどとして包括的な答申をもちろ、そういう趣旨であらうと考えております。

○宮崎(角)委員 先ほども、五原則について国民は非常に理解に苦しむような問題を総理が出されたわけでありませうが、私はここで具体的にその五原則につきまして大臣の答弁を求めたいわけでありませうけれども、現行地方税の制度につきまして不公平税制という。では不公平とはどういうものを指しているのか。では累進制度というのは不公平と考えるのか、あるいは各種の政策減税などはこの範疇に入るのかどうか、入るとするならば公平の原則から見てもどういふ問題と考えるのか、クロヨンと言われる問題もその範疇に入るのかどうか、この辺をひとつ解明していただきたいと思うわけでありませう。その答弁が終わりましてまた次にいろいろと四原則につきましても答弁を求めたいのでありますけれども、ひとまずその辺から答弁を求めたいのであります。

○矢野政府委員 税制における公平の問題に關してのお尋ねでございますが、先ほど来お挙げになりました五原則の中で公平、公正ということが言われておられるわけですが、その際、公平は、税を負担する側から見ましていかにバランスのとれた税負担とするかということでございます。現行税制はシャープ勧告以来さまざまな改正を経てきたわけでございますが、社会経済情勢の方が大きく変わりましたので、現行の税制の枠内におきましてはそういった面からいろいろな点が指摘されておるところでございます。

従来、税制調査会におきまして公平の観点から少なくとも検討課題とされていることは、例えば所得の平準化ということに伴って累進構造がこれであるのかという問題、あるいはよく言われます所得の捕捉の問題などが一般的にございませう。

また、特に地方税の立場から申しますと、従来から懸案とされておりますような住民税における利子配当課税の問題、あるいは事業税における社会保険診療報酬課税の特例といったような問題、こういったものを含めました非課税等の特別措置がさまざまなに設けられておまして、それが結果的に課税ベースを狭めてきている、その辺を時代の変化と合わせて見直し、検討を図るべきではないか、そういう観点からの問題があるわけでございます。こういった点について今後どのように対応していくべきかということについては、現在税制調査会におきまして専門的な立場からの御検討が進められつつあるという段階でございます。

○宮崎(角)委員 続けて公正の問題でございますが、公正との関係で、脱税問題はどうか。どのような改正をすれば地方税で公正な税制度が維持できるのでしょうか。これが一つ。

それから簡素、簡素ということについては、地方税についてどういふ点が簡素でないのか。

また、活力という原則に照らしまして、現行の地方税制で活力を阻害しているのはどのようなものがあるのか。累進税率もこの範疇の問題と思っておりますが、ほかにどのようなものが考えられるのでしょうか。

選択の原則を地方税に取り入れるということはどういうことなんでしょうか。選択の原則を導入することにはどのようなメリットがあるのか。

この辺でひとつ定かにしておきたいのであります。

○矢野政府委員 五原則のうちの公平以外の残りの四つについてのお尋ねでございます。

公正ということでございますが、公正と公平はどう違うのかということがしばしば言われるわけでございます。公正は公平を含むより広い概念だといふぐあいに説明されておられるわけでございますが、まさにそういう意味で税負担の公平を初め、税制が財政民主主義の観点から社会経済全般に對し適正な役割を果たすべきであるという意味での税制の望ましいあり方に関する理念でございます。

国民の社会正義観念に合致する税体系やその執行を意味するもの、このように理解しておるところでございます。

今お挙げになりました脱税、租税通脱の問題もまさに執行面における公正の観点から指摘されておる問題の一つであらうかと考えるわけでございます。この点はもとより国税、地方税を通じて言えるところでございます。

次に、簡素の問題でございますが、簡素ということはいろいろな面からの意味があらうかと思えます。一番基本的なことは、税制の内容が納税者である住民にとってわかりやすいもの、明瞭なものであるということの意味するものと理解しております。現在の税制におきまして簡素化の観点から地方税について指摘されるものとしては、国税にも共通かと思えますけれども、例えば個人所得課税における税率構造が、我が国の場合は非常に数が多く刻みが多いというような問題、あるいは各種の非課税の特例措置が極めて数多くて税制の中身が大変わかりにくいというような点、こういった点が問題点として指摘されるであらうと考えます。

それから次に、活力の問題でございますが、活力は、やはり国民経済、個人、企業を通じて経済に与える影響という側面から税制を見た場合に、この税制が個人の勤労意欲とか企業の活力、適正な資源配分を阻害しないということによって経済全体の健全な発展に資するということの意味しているもの、このように理解をしております。現行税制において活力の観点から指摘されているものは、何回も挙げますが、例えば個人所得課税における累進構造の問題もございましょうし、また企業側からしばしば言われますが、法人関係税の負担水準がどうあるのが活力の面から一番いいのかという問題があらうかと思えます。

最後に、選択の問題でございます。選択は、財政のあり方を究極的には国民あるいは住民の合意と選択によって決められるべきであるという、いわば財政民主主義の理念を意味するものと理解を

しております。

地方税につきましましては、特に地方公共団体の自主性を確保する見地から、地方税の基本的な枠組みは地方税法において定めることとしながらも、例えば法定外普通税の制度であるとか超過課税の仕組みなどを通じて、各地域の財政需要に応じた地方公共団体が、すなわちその基礎にありましつつこのこれを支える地域住民の自主的な選択によつて地方税を課税し得る道を開いておるところでございます。こういって自主的な選択の問題についてどのように考えるかということが特に地方税の場合の選択の意味であらうかと考えます。

○宮崎(角)委員 概要をるる御答弁いただきましたが、今度はテーマを変えまして、具体的にたばこ消費税について三點お伺いいたします。

本年五月一日より地方たばこ消費税の従量割の税率が引き上げられることになっており、千二百億円の増税、また国たばこ消費税も同額が引き上げられて、地方交付税に特例加算されることになっております。これは六十一年度の補助率引き下げに伴う地方負担の補てんとされているわけでありまして、昭和六十一年度の地方財政対策に資することとして、昭和六十一年度の税調答申は、「基本的には現行税制の枠組みは動かさないとの態度で臨むべきである」としている、これに反しているのじゃないか。減税が叫ばれているさなかに大衆負担の増加を安易に求めることについて、自治大臣はどうお考えなのか一点。

もう一点は、たばこ消費税の税率引き上げは補助率引き下げに対する補てんとされているわけでありまして、補助率引き下げは国の財政再建のために行われたものであります。そうしますと、このたばこ消費税の増税は明らかに国の財政再建のために行われるものであり、文字どおり「増税なき財政再建」に反するのではないかと私は思うのであります。

今回のたばこ消費税の引き上げにおいては、事前に税調の審議を経ないという異例の措置で、手続上の問題があった。予算編成に当たってはあ

かじめ税調答申を得るということになっているのでありますが、今回のような事態を見ると、むしろ先に予算編成を行って不足財源を出してから、それについて税調で増税策を考えるという手続の方がよいのかとも考えるのでありますが、この辺についての自治大臣並びに大蔵省の所見を承っておきたいのであります。

○小沢国務大臣 先生もう既に経過等についても御案内のとおりであります。これが決められた経過等につきましては必ずしも適切でなかった点があったということについては、そのとおり事実であらうかと思えます。ただ、このたばこの問題につきましましては、御承知のとおりいわゆる地方財政の対策をどうするか、予算編成に当たりまして非常に厳しい真剣な議論の中からこれが出てきたものと思われまゝ。したがって、私どももいたしましては、そういった地方財政の対策として自主財源を少しでも地方にやろうではないか、という観点の中から一年間の異例の措置としてなされたということ、そしてまたそういったわけでも、その税収の規模の面からいいますけれども必ずしも「増税なき財政再建」という趣旨に反するものではないであらう、そのように考えておるわけでありまして、もちろん、先生御指摘のようにみだりに大衆課税をすべきでない、その点につきましましては私もそのように考えております。

○日高説明員 たばこ消費税の引き上げの経緯あるいはその考え方につきましては、今自治大臣が御答弁されたものでございますから、私の方から特段つけ加えるものはない、全く同じと考えてございます。

○宮崎(角)委員 次の項目に移ります。電気税についてお伺いします。

昭和六十年度の非課税等によります電気税の減収額は一千五百二十億とされているのでありますが、一方、同年度の同税の収入見込み額が五千二百五十三億とあります。同税の場合に、非課税等がなかったならば収入となる額の約二〇％が、

非課税で収入できないことになっている。このような税目のあり方について、非常に不可解でありますのでこの点をひとつ自治大臣にお伺いします。

もう一点は、この電気税は極めて普遍的な税目として市長会あるいは町村会などから充実に要望があらまゝ、また、非課税措置の見直しの要望が強いのでありますが、その非課税措置の整理は必ずしも進んでいない。六十年代末では七十八品目もあるものであります。今回の改正案ではアセチレンが整理されることになっているのでありますけれども、アセチレンを整理することになったその理由、これをひとつ伺っておきたいのであります。

以上二点からお願いします。

○小沢国務大臣 御指摘の電気税につきましましては、税負担の公平を害することになるからもう整理合理化すべきだ、そういう御意見もある一方におきまして、やはり消費税の性格から物価の問題など、そういった点の影響も大きい、したがってそういう点も踏まえながらこの問題については取り組んでいかなければならない、そういうふうな考え方もあるわけでございます。私どももいたしましては、もちろんその政策的目的を既に達成したというものにつきましましては当然今後も引き続きその合理化に努力していかなければならない、そのように考えております。

あとの点については局長から……。○矢野政府委員 電気税特に産業用電気に係る電気税の非課税措置につきましては、従来より重要基幹産業または新規重要産業に係るものの中で製品コストの中に占める電気料金の割合がおおむね五％以上のものを非課税の扱いとしておるところでございます。これに該当しないものにつきまして非課税措置の整理をするという方針で従来から臨んでおるところでございます。今回の税制改正に当たりましては、現在非課税とされている全品目につきましてその生産の数量とかあるいは使用電力の実態いろいろ調べて、幾つかの品目

を挙げて見直しを行い、また関係省庁ともその点について協議を重ねてきたわけでございます。

今回はたまたま御指摘のようにアセチレンについて非課税措置を廃止するという事になったわけでございますが、アセチレンにつきましてはごく最近まで生産が行われておりましたけれども、その国内生産が中止をされたという状況がございます。したがって、アセチレンについては少なくとも制度上は必要がなくなったということでこの整理を行うことにしたのでございます。

○宮崎(角)委員 今局長がおっしゃったようにアセチレンというのは生産がストップだということけれども、これは国内でこういったアセチレンをほとんど生産しなくなったのはもう何年も前じゃないかと思われましてあります。急にこの生産がストップしたんじゃない、数年前からと聞いているのであります。どうしてその時点で見直しができなかったのか。私の率直な意見としては、ちよつとこそくな手段であり、また廃止したけれども税金はふえぬという何かまやかしたい感じがしてならないのであります。この点についてどうしてその時点で見直しができなかったのか、重要基礎資料あるいは新技術により開発された原材料を生産する産業で、製品コストに占める電気料金の割合が五割以上の品目について非課税とされておりますのは今答弁があったとおりであります。しかし、この基準がつけられたのは今を去る二十年以上前の昭和三十七年であります。当時と現在の産業構造は全く違っている。何が重要基礎資料か、また何が新技術により開発された原材料かは、当時と現在では全く違っているはずであります。しかも、税率は当時は一〇%、現在は五%なんです。この際、非課税基準については全面的に見直すべきではないかと思ひますけれども、これは小沢自治大臣のコメントをひとつ求めたいのであります。

○矢野政府委員 アセチレンにつきましては、ただいま御指摘のように国内生産が行われておりま

したのは昭和五十八年度まででございます。私どもが非課税品目の整理に当たりまして関係省庁を通じてましてその実態を調べるわけでございますが、その実態につきましては昭和五十九年度の生産数量の調査の結果が昭和六十年後半でないと判明しないということで、五十八年度まで生産が行われ五十九年度からそれが中止されたという実態が比較的最近までまだ把握ができていなかったというところがございます。そういう意味でこの整理がおくれたわけでございます。できるだけ早い時点で把握するように今後努めたいと考えております。

それからなお、先ほど申し上げましたこの基準、確かにこれは税制調査会におきましてかなり以前に決められたものでございます。五割ということにつきましては、これはもちろん引き続きそれを基準として見直しを行つておるところでございますが、何が重要産業であり基礎産業であるかあるいは新規産業であるかという点につきましては、これはおっしゃるとおり時代の推移によつてやはり変わってくるものであらうかと存じます。その辺も非課税品目の見直しに際しましてはそういう実態に即応して考えていく必要があるかと思ひます。

【委員長退席、小澤(澤)委員長代理着席】
税率等もその間において引き下げられたわけでございますが、ただ電気税につきましては、基本的に税制調査会におきましてもこういった非課税品目全体を廃止すべきであるという観点と、それから原料課税にかかるといふのは物価等への影響も慎重にやはり考える必要があるという議論と両方実はあるわけでございます。その辺を踏まえながら対応していきたいということでございまして、今後とも社会経済の推移等を十分に見きわめながら電気税の非課税品目の整理について対応をしてまいりたい、こう考えるところでござい

す。
○宮崎(角)委員 外してもよいのは、外しても影響がないというのは、この辺で取捨選択をして今

の局長の方向でひとつ進めていただきたいと思ひます。

同じようなことでありますけれども、減収額の一千万二千億円というのは基礎にあるいはまた配偶者あるいは扶養控除、こういった三控除を一万円ずつ引き上げて、いわゆる住民税の課税最低限を引き上げてもおつりがくる額でありますので、今回の地方自治法に消費税引き上げをほぼ不要にする額に等しいわけですね。この際、残りの非課税の七十七品目について非課税としておく必要があるのかどうなのか、廃止する場合に国民経済に対する影響があるのかなどを一つ一つ検討していただいで、必要ならば経過措置を設けてでもできる限り廃止すべきではないか。地方に非常にしわ寄せが来ているという事実はあるいはまた国の政策なのに、どうしてもこれが外されない。特にいわゆるそういった重工業重視の時代のときには、経済成長のパターンとして三十七、八年ごろは意味があったのでありますけれども、それから経過をして、今この辺できつとチェックしあるいはまた選択し廃止していくべきではないか、このように私は提言するのでありますけれども、大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

○小沢(澤)大臣 御指摘のように、日本の経済社会の発展は非常にそのテンポも速く、そしてまた現実今日産業構造の転換がもたらされておるのが実態であらうと思ひます。したがって、先ほどの御意見の中にもございましたように、私どもとしてはそれをできるだけ素早く的確に把握して現実に対処していかねばならない。政策的な運用を失つてきたものあるいは産業構造の中からこれはもういいではないかと不必要なもの、そういったものにつきまして、御指摘のように今後この整理合理化につきましましては積極的に検討し努力していかねばならない、そのように考えております。

○宮崎(角)委員 問題を変えまして、今回の第百四国会の自治省の関係資料等々から推察いたしますと、ここですっかりと定かにしておかなければ

ならない問題が幾つかあります中で、法律案の十三ページ、二十六番でございまして、遺伝子の組みかえ技術及びその成果を応用したこういったいわゆる遺伝子組みかえ技術等の機械その他の設備の課税標準の特例についてであります。これは固定資産税の特例であります。今回の改正案では、遺伝子の組みかえ技術等の試験研究に関する機械設備で、その試験研究の実施に当たりまして生じるおそれのある公共への危険、これを防止するために必要なものについて新たに課税標準の特例措置を講ずることとされております。今回、このような措置を講ずることとした理由をひとつお願いするわけでありまして、

○渡辺(功)政府委員 バイオテクノロジーの問題につきましまして、固定資産税の特例につきましましてお答えを申し上げます。

バイオテクノロジーの研究につきましては、がんその他の疾病の治療あるいは新しい医薬品の開発あるいは品種改良等広範な成果が期待されている、そういう分野であるというふうに承知しております。しかし、同時に遺伝子組みかえの研究におきましては、たまたま御指摘がありましたように、この自然界に存在しなかつた新しい遺伝子の組み合わせを持つ細胞がつけられるということもございまして、したがって、その研究に当たりましては従来の病原菌以上に慎重にこれに対応することが必要であるということが要求されているわけでございます。このために、これらの研究を行う場合に内閣総理大臣が定めた「組換えDNA実験指針」というものに従うということにされております。

そこで、この指針に従ひまして設置が必要とされます設備で当該試験研究を行う際に生ずるおそれがある公共の危害を防止するためのものにつきましまして、これは公共の危害が生じないかもしないがまた生ずるかもしれない、そういう状態のものでございます。したがって、万全を期する必要があるとして、そういう指針に示されたところによりましてそういった設備が行われるわけ

あります。

したが、いまして、この通常の微生物の試験研究では必要とされないという設備につきまして、この研究については特にそういうものが設置されることが要求されるということにかんがみまして、今回昭和六十年四月一日から昭和六十二年三月三十一日まで新たに取得したものについては、固定資産税の課税標準を最初の三年度分、その三分の二の額とするということにしているところでございます。

○宮崎(角)委員 遺伝子組みかえ技術については、安全性の確保のために昭和五十四年八月二十七日に内閣総理大臣が「組換えDNA実験指針」、これを定めているのです。これによりまして、実験そのものを安全度評価に応じて物理的に封じ込めるとされている。二十リットル以下の規模ではP1レベルからP4レベルまでの四段階、大量培養実験ではLS-1からLS-2の二段階を定めて、おのおのについて封じ込めの設備が定められているわけです。今回の特別措置では、この指針のどのようなレベルのものを対象にするのか、その具体的なものが全然わからない。自治省にお尋ねしておきたいと思ひます。

○渡辺(功)政府委員 この特別措置を講じた理由と申しますのは、先ほども申し上げましたように、通常の病原菌の実験設備というふうなものよりも、さらに付加的な設備が必要である、こういうことであります。

先生御指摘のように、この実験に当たりましては「組換えDNA実験指針」、この内閣総理大臣の定めました指針に従いまして設置が必要とされるという設備のうち、一定のもので自治省令で定めるということになっております。そこで、この内容が明らかでないではないかというお話でございます。そこで、御指摘のように、この指針を見ますと、P1からP4まで、それから御指摘のようないなLS-1、2の二段階というふうな各クラスに応じたそういう設備が要求されておるわけでございます。ただ、税制の側からこうしたものに対して

して措置をいたします理由は、この付加的な設備についてその税負担を軽減することによってそういった設備がしやすくなる、あるいは誘導する、そういう性質のものでございまして、必ずしも指針の一定のレベルとびたつと合うということではないと考えております。具体的な対象につきましては、これらの要素を勘案いたしまして、関係省庁とよく調整をいたしまして省令で定めることとしたしておりますけれども、この物理的あるいは生物学的な封じ込め等のために設置が必要とされますもので、したがって比較的高額な設備と定めるというところになると思ひます。例えば一定レベル以上の研究用安全キャビネットであるとか、あるいは研究用的高圧滅菌器であるとか、あるいは細胞組織培養試験装置等が対象となるものというふうに現在考えております。

○宮崎(角)委員 では、科学技術庁にお見えでしょうか。今度は「組換えDNA実験指針」の所轄官庁であります科学技術庁にお聞きいたしますけれども、この物理的封じ込めのレベルについて、指針ではP1からP4、LS-1からLS-2の六レベルを定めているのでありますが、全国で行われている実験数は一体幾つあるのか、各レベルごとにお知らせをいただきたいのでありますが、最近アメリカでこういった病原菌が流出しまして大変な病気が発生したという事例もあるということを仄聞いたしますときに、私は国内におけるこういった実情について、ひとつ定かに答弁を求めたいのであります。

○須田説明員 昭和五十九年度の科学技術庁の調査の結果でございますけれども、我が国で実施された組換えDNA実験の件数としては、P1レベルが千四百八十八件、P2レベル千二百九十九件、P3百四十四件、LS-1二十一件、LS-2一件となっております。なお、P4レベルは今施設建設中中ございまして、実験はなされてございません。○宮崎(角)委員 わかりました。それでは、その遺伝子組みかえ実験を初めまして、今後の新

しい科学物質、科学技術、生産工程等の開発、応用が人間や環境に予知できない影響を与えることになるおそれが先ほど申し上げましたように増加しているわけでありまして、したがって、住民の生活と環境を守ることを第一義とする地方自治体の役割はこれから一層増大することになるわけでありまして、自治省はこのような新しい危険に有効に対処するために地方自治体をどのように行政指導していかれるのか、ひとつ大臣の所見を伺いたいのでございます。

○小沢国務大臣 遺伝子組みかえの実験というところになりますと、具体的な中身はよくわかりませんが、この自然界にないものをつくり出したり、そういうようなこともありまして、その地域社会あるいは住民に与える影響も非常に大きいものと思われまして、これはいわば文明論の観点からいろいろな議論のあるところであると思ひますけれども、いずれにいたしましても、本来のその目的、目標というものは、我々人類、国民のよりよい生活、そのための手段としてこういった科学技術研究が行われておるものであると思ひます。そのような研究の段階におきまして、絶対、地域の住民あるいは国民の安全を確保しながらそれに対処していかねばならないと考えております。いずれにいたしましても、こういった新しい技術には、安全を十分考えながらも、やはり未来に向かって、将来に向かってこういった課題に取り組んでいかなければならない、そのように考えておるわけでございます。各地方公共団体に對しまして、こういった点を十分注意しながら新しい時代の要請、課題に対処していくように自治省といたしましても支援してまいらなければならぬ、そのように考えております。

○宮崎(角)委員 最後に非課税の特別措置の整理につきましてお尋ねしたいのですが、地方税の非課税等の特別措置による減収額は、交際費課税による増収を除いて六十年度で一兆円を超す巨額に達しているのですね。もちろん、そのすべてが不合理なものとは言えませんが、それにして

も大変大きい。六十一年度の税制改正においては整理合理化も図られるとはいへ、新設、拡充、単純延長等は六十年度よりも非常に増加している。例えば新設は六十年度四件が六十一年度は十一件に、二億六千万、拡充の場合九件が十一件に、二十億七千万、こうなっているわけですね、私の持っている表からいいますと。近年の国の歳出予算の補助金抑制で租税特別措置の要望が多くなっていると言われておりますけれども、国の予算の問題を地方税で処理するということがあるとすれば、これは全く筋違い、言語道断だ。特別措置は一たんつくられるとその整理はなかなか難しいのは電気税で明らかになったのです。まず新設しないことが必要なのだが、総理がもくろんでおられる大型間接税等による増税というのは、ますますこのよう不合理な特別措置の整理が前提になると思ひますのでありますけれども、大臣の所見を伺っておきたいと思ひます。

○小沢国務大臣 御意見のとおり、いわゆる不公平なものあるいは政策的な目的を既に達したものの、そういったものにつきましては当然その整理あるいは見直しを考えていかなければならないことは御意見のとおりでありまして、それとその他の技術的な税制云々という問題とは別の問題といたしまして、これはこれで積極的に進めていかなければならない、そのように考えております。

○宮崎(角)委員 大臣はまたいろいろと選挙関係の担当もされておりますのでお伺いするわけでありまして、定数は正問題について最後にお伺いしておきたいと思ひます。

東京都議会の議員選挙に對しまして二月二十六日でしたか、東京高裁の判決は極めて注目すべき判断を下しておるわけですね。すなわち、同高裁判決は、地方議会議選に許される定数格差は原則として一対二以内としているのであります。これは地方議選に関する判断だが、趣旨は衆議院選挙にも当てはまるようにも考えるのでありまして、そうだとしますと、一対三以内とする本院の定数は正も、暫定改正ではともかく、少なくとも本院

改正については一対二よりも少なくすべきではないかと考へるのではありませんが、この点に対する大臣の所見。

また、同判決は、裁判所は議会で定数は正がでなかつた場合、当事者の申し立てに基づき、適法な配分規定を示す権限と責任を有する、こういうことになつてゐるのであります。これも出てゐるわけでありまして、大臣は、裁判所がこのような権限を有すると思ふかどうか、ひとつ自治大臣の所見を最後に承つておきたいのであります。

○小沢国務大臣 先般の高裁の判決につきまして、ただいまの御指摘のとおり一対二という明確な数字を出しての判決でありまして、また、今後改正をしないで選挙をやればそれは無効だやうなところまで踏み込んだ判決でございました。これはもちろん都議会議員についてのことでございまして、また最終の最高裁の判決ではございせんけれども、その判決の内容については大変厳しいものと受けとめておるわけでございます。

ただ、衆議院あるいは参議院もございまして、それぞれによつて立つ基本的な性格の違い、それは当然あるものと思ひます。衆議院の定数につきましては最高裁の判決、五十八年、六十年兩判決におきまして二・九二についてはこれは違憲とは言えない、また三・九四については違憲であるとの明確に出るわけでありまして、そういうような状況、裁判所のことと踏まえまして議長見解としては一対三、緊急措置としての原則が示されたものと思ひます。したがひまして、前国会から今国会に引き継がれてその議長見解に示された原則に従つて少しでも早く違憲の状態から脱しなければいけない、それを是正しなければいけない、そういうことで今国会に今協議されておることであらうと思ひます。もちろん、その議長見解の中にも、確定値が発表された後には抜本改正をやる、こういうことも示されておるわけでありまして、そのときの状況がどうなつておるか、私の方から司法の判断につきまして云々ということとは言えませんが、当然そういう一般的な状況

況のこととも判断に加味されながら抜本改正が各党において取り組まれるのではないかと、そのように考へておる次第であります。

○宮崎(角)委員 大変どうもありがとうございます。

○福島委員長 岡田正勝君。

○岡田(正)委員 昨日質問通告をしておりまして内容とはがらつと変わりましたが、きょう午前中に、午前中にとつても昼飯前でありまして、急遽質問の内容を変えましてので大変御迷惑をかけておると思ひますが、ひとつまじめに取り組んでいただきたいと思います。

まず第一の質問は、住民の直接請求、このころはこれはもう三宅島あるいは逗子、最近の例で言うところのそういう問題があらわれておりますが、この住民の直接請求といふものは何でもできるものであらうか。どんなケースにでも直接請求はできるのかどうか、お答えいただけます。

○大林政府委員 住民の直接請求、現行法でいろいろ種類のものが決められておりますが、恐らく御質問の趣旨は議会の解散とかあるいはリコールとかいふものを中心としてのお話であると思ひます。

これは、制度が設けられました趣旨が、一応選挙で選ぶわけでありましてけれども、特に国の場合には憲法が間接民主制といふもので割り切つておりますけれども、地方自治といふものを戦後新しくどういふ考え方で組み立てるかという問題が議題になりました際に、地方は最も地方の住民に身近な団体だから、要するに一度選挙をして四年間任せつかりにするといふことではなしに、その都度住民からの目も光らせるべきであるという意味で、議会の解散請求と議員の解職請求、もちろん首長の場合もありますけれども、その場合に、それから一体どういふケースでそういう制度が運用されるべきかということがまた議論がされました。その際に代表的に挙げられておりましたのが、一つは、選挙後住民の大変なひんしゆくを買ふような行動といふものが一つの原因になるだろ

う、もう一つは選挙の公約に反するような行為をしておるといふことも有力な原因になるであらう、この二つが主なものだといふふうに従来説明されております。

○岡田(正)委員 住民の直接請求の中から除外をされておるもので、主なものは何がありますか。

○大林政府委員 住民の直接請求の対象になりますものが、条例の制定、改廃、それから監査の請求、議会の解散なり首長あるいは議員のリコールといふことでありますけれども、特にそれぞれの制度の中でこういうものは除外をされておるといふのは、例えば条例について申しますと、使用料、税でありますとか手数料、負担金でありますとか、そういう住民の負担に関する条例については条例の制定、改廃が除外されておるといふことであります。

○岡田(正)委員 そこで、昨年末三宅島におきまして今話題の空港設置の問題、これをめぐりましてリコール騒ぎがあったといふことを承つておりますが、その内容につきまして御報告を受けておられればひとつこの際披露していただきたいと思ひます。

○大林政府委員 昨年来、三宅島の空港拡張問題につきまして議員のリコール運動といふものが発生をいたしました。その際に二名の議員がリコールの対象となつておつたやうであります。その手続が進行中に、請求代表者の中で公務員がまじつておるといふことが判明をいたしましたためにその請求手続が却下をされて今日に至つております。

○岡田(正)委員 そこで、今お答えがありました中で、リコール等に訴える直接請求の場合のケースとして、住民から著しくひんしゆくを買ふような行動あるいは公約に反するような行為等があった場合ではないかといふことで大体運用されておりますといふことでございますが、三宅島におきましてこのリコール騒ぎといふのは、私の聞いておりますところでは、昨年の十二月の十二日に二人の議員さんが空港設置に賛成をしておる、胸く

そ悪い、この議員をひとつやめさせようじゃないかといふので直接請求の要求をした。そこで代表者の証明をしなければならぬわけでありまして、一人の議員について一枚ずつの証明が要るわけでございますから、六人の請求代表者が署名、捺印をして選挙に出した。それが十二月の十四日。そこでリコールの署名はずつと進んだ。ところが、どこからどういふことでどうなったのかわかりませんが、結果的にはその六名の代表者の中に農業委員をやつておる人が一人入つておつた。それが両方とも入つておりますので、六名のうち一名ずつ入つておりますので、それは特別公務員である、したがつて代表者になることはできない。したがつて、この代表者の証明といふのは無効であるといふことが出たので、とりあえず十二月二十六日リコールは取り下げた、直接請求は取り下げた、こういうことになつて今日ずつとそのまま不気味に鳴りを静めているといふことでございまして、ここで私がなぜこんなことを聞くのかといふと、これは一部は全くだすから事の真否はわかりませんが、空港設置に賛成をする二人の議員憎しとしてその二人の議員を議会から排除するためにリコールをやつたといふのなら、よし、それじゃ今度は反対する者もやつてやろうじゃないかといふことになつてきます。

これは泥仕合に発展して、その地方自治のために決してならない問題であります。空港設置に賛成したからといって、ひんしゆくを買ふような行動ではありませぬし、それから公約に違反する行為でもございませぬ。ただ島民の反感を買つておるといふだけのことでありまして、言うならば主義主張の差です。こんなことは国会ではしょっちゅうあります。特に共産党さんなんかになると人事なんかの問題はオール一〇〇％反対という態度をおとりになることがたびたびあります。そういうことがありますが、その都度、おのれ、共産党のやつ、けしからぬやつだと言つて国会議員はできないことになつています。ところが、都道府県議員、市町村議員はこ

れ、できるんですね。そうすると、大都会なんかじゃ考えてみたところで物語ですからおおよそできるわけでもないが、ごくごくいわゆる過疎な地域につきましても考えてみますと、そういう村議会なんかではまあ一名ぐらいいく出ていらっしやらないでしょう。大体一、二名ですね。そういう人たちに對して、あいつ会議のたんびにうるさいことを言いやがる、よし、それならあいつやめさせてやれということ、住民をちょっとおだてればいつでもリコール騒ぎができるわけですね。これは大変なことだと私は思うのですよ。

政治の場です。いろいろな考えがあるのは当たり前です。その主義主張の差、政策の差があることによつて、それが氣に入らぬから直接請求だと言つてそんなものが一々取り上げられておつたのでは、日本の国の中ではもういつもかつも大騒ぎをしておるといふようなことになりかねないという心配を私は私しておるのです。これは経緯先生に頼まれて言つておるのじゃないのです。頼まれて言つておるのではありませんが、いわゆる少数政党なんていうものはいつ、そういうわなにかかるかわかりません。あり得ることです。三宅島でもこれが成功しましたらとんでもない前例を残すことになりかねないと思ひます。幸いにしてといひますが、とにかくこの直接請求は一応やめたわけですから、不発弾で終わったわけですから事なきを得ておるのでございますが、ええ、畜生、ちゃんとメンバーをそろえて、代表者の中に公務員を入れぬようにしてもう一遍おれはやつたぞということ、で本当にやつてごらん下さい。今の三宅島の空気がいいたら、三分の一以上の署名をとるぐらいいいことはわけはないですよ。それでリコール成立。成立したら今度は選挙になりますね。選挙になったらああいふ勢いじゃ当選することは恐らく不可能です。ああいふ空気のところでは不可能です。言葉は悪いかもしれませんが、一種の村八分、合法的な村八分ということに通じやしないか、これは議会制民主主義というものの根柢を破壊することになるのではないかと、私は非常に大げさに受け取つておるのですよ。

と、私は非常に大げさに受け取つておるのですよ。我が党のけさの国対委員会の中におきましてそのことが実は問題となりました。これは決して共產党さんから頼まれたのも何でもありません。これは繰返し念を押して申し上げておきますが、とにかく議会制民主主義を守る上でこんなこと許されていいのかわい、しかも、住民の直接請求といふのは何でもできるんだやうなことになるおののなら、これだけは除外といふのはおかしいと思ひます。だが、地方税の問題にしても、負担金の問題、手数料の問題、使用料の問題、すべて住民の直接請求は相ならぬと決めてあるじゃありませんか。例外規定はあるじゃありませんか。といふことになれば、議会制民主主義の根柢を揺るがすやうな大問題が今芽生えて火が燃えまわつてゐるこの段階で何かの対策を講じなければならぬと私は考えておるものでありますが、いかがでございませうか。

○大林政府委員 戦後四十年間、いろいろなリコールの経験を遂げてまいつておるわけでありすが、三宅島の問題について大変混乱が起つておるということをお前提にしてお尋ねであります。確かに、リコール制度といふものを戦後導入しましたときには、まさに御指摘のやうな心配が実はあつたわけでありまして、当時の政府といひましては、そういう足の引つ張り合ひ、泥仕合といふやうなことになるのは困るから、有権者の署名要件はさることながらこれを一般投票にかけるのはいかにがなるのか、やはり公正な審査機関をつくつてその審査機関で判断をすべきではないかといふのが原案であつたわけでありすが、どうしてもやはりGHQは、それは非民主的である、地方自治の実権はリコール、議会の解散といふものを含めて行つべしといふことで、ただ乱用防止策として、選挙後一年間はリコールはだめ、あるいは三分の一の署名が必要であるとか、過半数の同意が必要であるとか、そういうことをチェックにして制度を前進させてみようといふこと

になつたのが一つの経過であります。そこで、それぞれの地域におきまして事柄の種類は問ひませんけれども、そういうたつた乱用といふことが起こるか起こらぬかといふのは結局はその地域の住民の良識ある判断に任せざるを得ないといふのが現行制度の背景になつておるわけでありまして、いきさつを申し上げるだけでお答えにはならないかと存じますけれども、やはり制度の運用については結局有権者の良識ある判断といふものが前提にならうかと思ひます。

○岡田(正)委員 それでは、くどいのでございすがもう一度お尋ねをしておきますけれども、地方自治法の第八十条に言つておるいわゆる住民直接請求といふのは、首長、議会それから議員、もちろんこれすべてに適用されるのでありますけれども、議員といふ場合であっても、いわゆる考案者が違ふ、例えば空港設置に賛成、何をぬかす、生意氣な、あんなもの首切つちまへ、そういうやうなことになるものも明らかに乱用だと思ひますが、この八十条をつくつたときの精神そのものは一体どこでだれがどう生かしていくのであります。それがだれがどう指導するのであります。この八十条を文言どおり読んだら全くもう味もそつけもありません。もうそのとおりできるわけでございますが、そんなことをやつたらもう議会制民主主義を根本から破壊することになるのじゃないか。例えば公金を横領したとかあるいは議員のくせにどこかの奥さんをつまみ食いしたとか、そんな問題があるのに、議会の方じゃ百三十四条第一項のいわゆる懲罰委員会にもかへず議長以下みんなにこにこしてゐるといふやうな状態で、これは我慢ならぬ、それだからやつつけてやれといふので住民の直接請求が、いわゆるリコールが起つたといふのならまだ話はわかるのですよ。だけれど、そんなこととは違ふのです。だから考え方が違ふ。一つの法案が出てきたつて、例えば公務員のベースを一〇%上げるべきだといふのと、いや中曽根内閣はベースはゼロである、予算案には一銭も上げない、こつちの予算案の上げ方をして

おる、けしからぬ、けしかると大いにお互いが頑張る、それと似たやうなケースは地方自治体でいっぱいあります。そういうことが問題で、あいつは公務員のことを考えておらぬ、だからあれ首切つたれといふやうなことを言つて住民をあぶり立てるといふやうなことなんかで直接請求もできるわけでありすが、これは少数派の議員がその命脈を絶たれる非常に恐ろしい制度であると思ひます。それに対して自治大臣は、この法の八十条の精神をもつとよく玩味して、そしてその指導をするべきではないのか、無用な争ひを起ささせるべきではないのかと私は考えるのであります。どう思われますか。

○小沢国務大臣 この問題は、憲法、そしてそれを受ける地方自治法、その中にあります。中央の政治の機構は代議制、間接民主主義、議院内閣制、しかし地方においては、本当地方の住民の意思を反映できるようにという理想に向かつてそういう直接民主主義的な考え方を取り入れて、それが本當に有効に運用されるやうなことでつくられたものではないかと私は考えております。

ところが、直接民主主義ですから、その運用の主体はあくまでも国民、地域住民ということになります。したがつて、その地域住民が本當にこの制度の意味を理解して、そして正しく有効に運用するといふ意識をお互いが持つことが大事であると思つております。しかし、今日、必ずしもやうでないやうな、御指摘のやうな運用がなされておるといふことでございしますから、その点については、もちろん公約違反とかひんしゆくを買つやうなとか議員としてあるまじき行為をした場合に本来適用されるのだといふ意味の理解を求めるために、自治省がそれを皆さんに啓蒙することは必要であると思ひます。また、それでもどうしても制度そのものがまだそこまで完全に理解されない現段階においてどうしたらいいかということになれば、それは立法政策上の問題として検討されることはあり得ると思

いますが、いずれにしても、本当に適正に有効に本来の制度の趣旨が生かされるように、私どもとしても指導をし、理解を求めなければいけないと思っております。

○岡田(正)委員 それでは、質問の角度を変えてお尋ねいたします。

地方自治法第三十四条一項にありますが懲罰の規定、それから続いて第三十五条にその内容が書いてありますが、その関係について、議員の議席を奪う、これを除名と言っておりますけれども、その除名をするときにはどういう手続を経なければならぬと規定されてあるか、お答えいただけますか。

○大林政府委員 地方自治法の議員の懲罰の中で除名が一番重い懲罰でありますけれども、まず、懲罰動議を出すに当たりましては議員定数の八分の一以上の賛議によること、第二に、その除名については議会の議員の三分の二以上の者が出席し四分の三以上の同意がなければいけない、つまり特別多数議決が必要である、こう規定しております。

○岡田(正)委員 後段は全くおっしゃるとおりでございますが、懲罰委員会に懲罰を付するのにはこれだけの理由がなければいけませんよということが規定されておりますね。それは何でありますか。

○大林政府委員 懲罰事由としては、「この法律、つまり地方自治法でありまして、並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員」が懲罰の対象となると書いてあります。

○岡田(正)委員 今お聞きのとおりであります。地方の議会におきまして懲罰委員会にかけるぞという場合は、単なるおどしじやだめなのでありますね、「この法律並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科することができる。」のです。しかも、その議決は議員定数の八分の一以上が賛議しなければだめですよ、それで懲罰に付するとなったら今度は本

会議を開いて、本会議においては三分の二以上の議員が出席してその中の四分の三以上が賛成しなければ除名はできませんよ、ここまで厳しく、議員は住民から直接選ばれた人でありましてからこまで守られているのです。だから、いかに少数派の人といえどももったなことで議会で除名になってパジャをはげることがないというように厳重にその議員の身分を保護してあるのです。

そのことから考えますと、今の地方自治法第八十条の簡単に言ったらリコール請求、このリコール請求というのはわずかに六名ほどの人が、おい、あんちくしょうやってやろうじやないかというところで選挙に行つて、あの議員気に入らぬからリコールするのだと言つて村役場に持つていけば、今の地方自治法八十条の規定を読む限りは、何が理由であろうと議員の解職に関するリコールでありますから、はいと言つて六人が氏名、住所、捺印をちゃんとしておつて公務員でなければ、資格要件が整えば、はい結構でございます、どうぞおやりください、こうなるわけでしょう。

たった六人の人ですよ。何万人おろうとも六人でいけるわけですよ。そして、その人たちが運動の主体者になつて有権者の三分の一以上の有効署名を集めたら、その議員は今度は再び選挙戦を戦わなければならぬのです。そんなもの、少数派の者が、例えば三十名の定員の中で一人しか出ていないというのに、それがリコールなんかで改めて選挙に訴えられてごらんない。このリコールが成立した場合は、全住民の三割もようとしておらぬ者が二度と再び勝てるはずがありません。勝てるはずがない。私はもう大変な問題であると思うのです。

ですから、この問題については、どこの町役場、村役場に行つても、このとおりの法律で読む限りは、はいはいと言つて受け付けざるを得ぬでしょう。三宅島の場合には、幸か不幸か六人の代表者の中に特別公務員である農業委員の人が署名、捺印しておつたから、これはだめです、これは失格ですと言われて、そのまま取り下げてそれ

つきりとなつていますから騒ぎになつておりませんけれども、これが全部有効な六人が署名しておつたら、リコールはとうの昔に済んでおります。私は三分の一を十分超えて今また大きな騒ぎになつておると思うので、これは幸か不幸かわかりませんけれども、しかし、人のことではございませぬ。ほかの方にも飛び火するおそれもございませぬ。この八十条の解釈について各選挙区に特段の行政指導がない限り、三宅島と同じような問題があつちこちには起きてくる。そして、それは起こらぬまでも、多数派の議員が、こうるさい、かばちの立つ人間をとつかまえて、うるせえな、あいつ、おどかしてやれというので、おい、おまえのリコールやるぞ、こう言つておどかせば、しゅんとチュンタロウになりますよ。そんなことで議会の活性化ができるでしょうか。私は、議会制民主主義の大変な危機である。

幸いに三宅島であつた。こんなことはめつたにない。こんなことが幸か不幸かわつたのでありますから、この際、小沢自治大臣は特段の指示を各地方団体の選挙管理委員会に与えるべきであるというふうに思うのでありますが、いかがでございますでしょうか。

○小沢国務大臣 解釈につきましては、先ほど行政局長からお話がありました。そしてまた、私、制度の趣旨については先ほど答弁いたしましたけれども、やはりこの制度が設けられた本来の趣旨そのものを正當に理解していただく、ただ単に政争の具になつたりあるいは個人個人の感情の対象になつたりということであつてはその趣旨が全うされないわけでございますので、その意味につきましては私どももいたしましては正當に理解していただくようなことは、啓蒙するということとは必要であらうと思ひます。解釈論以上の問題につきましては、先ほど申し上げましたように立法政策上の問題として取り扱われるべきことであらうと思ひます。

○岡田(正)委員 くだく申し上げましてまことに恐縮でございますが、議会制民主主義を守ると

いう点から非常に重要な問題、看過すべからざる問題というふうに私は思つておりますので、小沢自治大臣の就任第一号のお仕事として——やはりこれはGHQがあるときにつくられた、そのいきさつもございませぬ。その当時の我が日本の国民の、いわゆる政府の考え方というものは、これはもうひんしゅくを買つたような行動あるいは公約に違反するような行為、そういう見逃せないようなことがあつたときにこそこういう制度は生かすべきである、これはまさに正宗の名刀ですから、こういうふうに考えていらつしやる、そのことをそつくりそのまま各選挙区へ、これは独立機関ですから、各選挙区へ懇切丁寧な行政指導をしていただくかぬと大変なことになると心配をしておる。なぜならば、なぜ行政指導してほしいかというところ、地方自治法そのものは政府が提案をして国会が決めているのです。国が、国会が議決をしていふのですから、だからこの問題の解釈、この問題、法律がいわゆるひとり歩きをしてはいかぬのですから、その法律の趣旨はこうだよ、間違ふなよということだけは末端に至るまではつきり徹底していただかなければ困りますので、その点をいまして一度、行政指導をびしとやりますというふうにお思ひであるかどうか。その思想はわかりました。先ほどのお答えで思想はよくわかりました。ああ、小沢さんらしいな、本當に正直だなと思つて、私本當に感激しておるのですが、いかがですか、行政指導する、しない、これをおっしゃつてください。

○大林政府委員 選挙管理委員会自身としましては、このリコールの運用がいかなる場合に行われるべきかということとは十分も承知しておるわけでありまして、したがって、代表者証明書の交付申請に参りました場合に、わけのわからないことが書いてあればそれは適當に補正をせよというふうになります。したがつて、大体どのリコールの請求におきましても、請求自身にはやはり公約違反でありますとかあるいはひんしゅくある行動を動機としたというふうなことが書いてあるわ

けであります。ところが、それがうそか本当かということはわからぬわけでありま。また、選挙管理委員会としても、それはうそであるとか本当であるとかいう実質的な判断権はございません。そういったものをどう信用するか、判断するかというのは、結局は有権者になつてくるわけでありま。つまり有権者自身がこの制度を信用しないように戒めるといふことこそ一番大切でありま。もう選挙管理委員会の方は十分わかつておるわけでありま。ただ、御趣旨は私どもも十分わかつておりますので、今後の選挙の啓蒙の一環としても御趣旨、徹底するように努力はしたいと思ひます。

○岡田(正)委員 ああいう助太刀が出ますと、理路整然とおっしゃいますので、正直言つてちょっと小面憎いのですよ。まあ要らぬことを言わぬでもいいのになと思ひます。選管が法の趣旨にのっとつておかしものは排除する、そして補正するものは補正してやうである。その結果は、そうなんです、これはもう公約違反の行為があつたからです、いやひんしゅくを買ふやうな行為があつたからです。請求書の請求理由に書いてたら、それがほんまかうそかは選管にわからぬから、それは許可する以外にはないでありま。うと、この前段が気に入らぬのね。これが気に入らぬの。なぜ気に入らぬかといふたら、うそかほんまかわからぬからといふことは、言葉を変えて言つたら、この議員は法の趣旨であるひんしゅくを買ふ行為があつたのでと書くかあるいは公約に違反する行為があつたのでと文字が書いてあつたら、選管はめくら判を押さざるを得ません、うそか本当かわかりませんからあさきよかと言つて判を押す以外にはありませんといふことでは。うと。いうことは何でもできるという事です。よ。名目だけ、選管が、あきまへんで、そんな個人的なことを書いたらいけません、それはもう、ひんしゅくを買ふ、いい言葉でしょう、これ書きなさい、これ書いておけば大丈夫ですと言つて

あるいは逆に教えるかもしれぬね。そういうことになつたら、選管がこれを受理するのは全くもうめくら判で受け付けるのですよ。これが許されたのではもう大変なことになる。だから、この八十条の法の運用については、かくあらねばならぬといふもつと丁寧な親切な行政指導を大臣名をもつて行ふべきである、私はこういふ言つておる。その理由は何か。岡田君の利益を守るためじゃないのです。日本の地方自治の議会制民主主義を守るために言つておるのです。懲罰委員会ですら全定数の八分の一以上の賛成がなければ懲罰にかけられないのです。それで、かけて今度はそれを本会議に移した場合、総定数の三分の二以上が出て四分の三以上が賛成しなければ議員の首はちん切れないのです。それほど選挙といふものを重視してあるのかかわらず、住民請求だつたら三分の一の請求でほんとにその人には大致命傷を与えることができる。そこで選挙を争つたつて、一%か二%の票しか持つておらぬものが、どんなに狂つたところで、総投票数が二%か三%しかなかったとしても、一%や二%の支持者では、どんなに狂つたつて勝てるわけはないじゃないですか。こんな恐ろしいことを唯々諸々と許してはならない。何のための選管かと私は言ひたいのであります。

だから、その点は、言つてこれればしようがないんですわい、書面が整つていればしやあないんですわいといふことだけでは困る。だから、もつと親切な行政指導を議会制民主主義を守るためにやつてもらいたいといふことを訴えておるのです。小沢さんにはわかつてもらえらると思ひますがね。お答えください。

あるいは逆に教えるかもしれぬね。そういうことになつたら、選管がこれを受理するのは全くもうめくら判で受け付けるのですよ。これが許されたのではもう大変なことになる。だから、この八十条の法の運用については、かくあらねばならぬといふもつと丁寧な親切な行政指導を大臣名をもつて行ふべきである、私はこういふ言つておる。その理由は何か。岡田君の利益を守るためじゃないのです。日本の地方自治の議会制民主主義を守るために言つておるのです。懲罰委員会ですら全定数の八分の一以上の賛成がなければ懲罰にかけられないのです。それで、かけて今度はそれを本会議に移した場合、総定数の三分の二以上が出て四分の三以上が賛成しなければ議員の首はちん切れないのです。それほど選挙といふものを重視してあるのかかわらず、住民請求だつたら三分の一の請求でほんとにその人には大致命傷を与えることができる。そこで選挙を争つたつて、一%か二%の票しか持つておらぬものが、どんなに狂つたところで、総投票数が二%か三%しかなかったとしても、一%や二%の支持者では、どんなに狂つたつて勝てるわけはないじゃないですか。こんな恐ろしいことを唯々諸々と許してはならない。何のための選管かと私は言ひたいのであります。

だから、その点は、言つてこれればしようがないんですわい、書面が整つていればしやあないんですわいといふことだけでは困る。だから、もつと親切な行政指導を議会制民主主義を守るためにやつてもらいたいといふことを訴えておるのです。小沢さんにはわかつてもらえらると思ひますがね。お答えください。

○小沢国務大臣 本来のリコールの制度の趣旨をより有効に機能していくために、各選挙においてもそしてまた各住民においても理解をしていただくために、それを啓蒙啓発を、私どもとしてもそれは、個々の問題は別といたしまして、当然やうていかなければならないと思つております。

ただ、今先生のおっしゃいました個人の議員に

対するリコール、これは単に解職論だけではなくてかなり制度論にわたる問題も含んでおるだらうと思ひます。そういう面につきましては、政府はもちろんでござりますが、国会の場におきまして検討されるべき問題であらうと考えております。

○岡田(正)委員 この問題はこれをもつてやめさせていただきますが、大臣も局長さんも腹の中は私と同じだと思ひます。お立場があるから多少変形した言い方をしないとまずいので、おっしゃつておられるのだらうとお気持ちを察するのでありますが、何とぞひとつ私どもの言つております、これは岡田個人ではございせん、民社党として申し上げておるのであります、民社党はこれからまただいま日本のこの御答弁を主体といたしまして、さらに研究、検討を進めて、いやしくも議会制民主主義に傷が入るようなことだけは許してはならぬ、そのためにはどうあればいいの、どうすればいいの、かといふことも十分これから検討してまいりたいと思ひますので、ひとつ今後よろしく御協力のほどをお願いしておきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

それでは、次に入らせていただきます。どうもリコールについてしまつて恐縮なんですけれども、返子の市議会解散のリコール問題であります。これはあらかじめ通告をさせていただいておりましたが、大臣は今回の返子市における市議会解散のリコールが成立したことをどのように受けとめていらっしゃるでしょうか。

○小沢国務大臣 今までのこの問題をめぐる経過等について、返子市地域の方からも国の方からも、それはそれぞれ御議論はあると思ひますけれども、今回リコールの制度の中でこういう事実として成立したといふことではございまして、それはそれとして住民の意思の表示ではあると考えております。

ではどのような調整方法があるのでございましょうか。

○大林政府委員 国の利益と地方の利益が衝突する場合、いろいろございまして。今回の例も一つの例であらうと思ひますけれども、その際に制度的にこれを調整するものはございせん。結局民主主義のルールに基づいて、話し合い、妥協、譲歩点を求める以外にはないと思ひます。

○岡田(正)委員 ときに今回のこの問題は、池子弾薬庫跡地に、これは国有地でございますが、この国有地に米軍家族用の住宅を建設するという、国の事務そのものではないのですか。

○大林政府委員 事務としては、国の事務そのものの問題であります。

○岡田(正)委員 このような国の事務につきまして、地域の住民の意向はどの程度まで反映されるべきであると思ひますか。

○大林政府委員 この件は、国の事務、地方の事務という側面よりも、国の仕事に対する地域住民の意思という問題にならうかと思ひます。要するに、それが例えば地方団体の土地であればまたこれは地方の事務という話にもなつてまいりましようけれども、国有財産の上に国の建物を建てるといふ話でありますから、それに周囲あるいはその地域の住民がなかなか同意をしない、これは民間におきまして同じような問題があちこちにあるわけでありま。ただ、そういった中で住民がそういう態度に出るということは、やはり地方団体としてもこれを見逃すわけにはいけない、だから地方団体としても住民の意向を反映して国と折衝をするという立場に立つてあらうと思ひます。

○岡田(正)委員 返子市の場合、今度は首長さんのリコール投票、リコール合戦が繰り返されていく状況にあります。このような繰り返しは地方行政にいたらずに政治的対立を持ち込むことにはならないであらうでしょうか。

○大林政府委員 こういったケースを契機として、国と地元がいろいろあつれきを生じまして

今後いろいろな障害を後々に残す、あるいは当面市政が混乱するということは大変残念であります。私どもとしても、一日も早く調整が片づくことを願っておりますのであります。

○岡田(正)委員 さて、非常に困ったことになったところまではわかったのであります。が、これをどのように考えて、どのように検討をされていく御方針であるか、お聞かせをいただきます。

○大林政府委員 できるだけ早い解決が望ましいことは申し上げるまでもございせんが、自治省としましてこの問題に直接タッチをする立場にもないわけでありまして。現在いろいろ県の段階におきまして問題を検討されておるところであらうと思ひますけれども、当面まず第一番には、国側と地元側で話し合いが進まなければならぬではないでしょうか、こういう感じを持っております。

○岡田(正)委員 これは防衛庁が専らその関係するところでございますけれども、自治省が今たちまち具体的に中に入るといふような問題ではないと思ひます。そういう時期ではないと思ひます。そういたしますと、地元との話し合いがつくまでは自治省といたしましては静観する以外にありませんなというのが結論と受け取っていいですか。

○大林政府委員 当面はそう考えております。

○岡田(正)委員 時間が参りましたので、これをもって終わらせていただきます。

○福島委員 経塚幸夫君。

○経塚委員 最初に、住民税減税、とりわけ個人住民税の減税問題についてお尋ねをしたいと思います。これは六十一年度につきましてはどういう理由で減税をやられなかったわけですか。

○矢野政府委員 昭和六十一年度の税制改正におきましては、現在御提案、御審議をいただいております地方税法改正案におきましては、住民税の減税については非課税限度額の引き上げ等を除いて一般的には内容に含んでいないところでございます。これは税制調査会の六十一年度の改正答申におきまして、「昭和六十一年度において住民税

減税を行つてはどうかとの指摘もあるが、現下の厳しい地方財政の状況を考慮すれば、これをとり上げることは適当でない」とされておるところでございます。また、現在税制調査会において税制の技術的な見直しについて検討が行われるところでございまして、この見直しに先立ちまして昭和六十一年度減税を行うことは適当でないと考え、この法案をそのような考え方に基づいて御提出申し上げた次第でございます。

○経塚委員 抜本改正が控えておるからというのが主たる理由だと思ひますが、自治省の方としては個人住民税の減税の必要を感じておられるのですか。必要を感じておるが抜本改正が前提にあるから今国会には提案をしておられないということなのか、必要を感じておられないということか、御提案をしておられない、いずれですか。

○矢野政府委員 一つは地方財政が大変厳しいという状況、財政上の理由もございせんが、抜本改正につきましては、昨年九月の諮問以来、特に負担の軽減合理化に関する御審議が税制調査会で行われておるところでございます。これはいわずに抜本見直しでございますので、そういう負担の軽減合理化というのをやる場合にどのような角度から行ふのかいろいろ御議論が進められておるところでございます。そういう観点から踏まえて、今回の減税は法律案の中には盛り込んでいないところでございせん。

○経塚委員 いや、私が尋ねておりますのは、その減税の必要を感じておられるのかおられないのか、その点はどうなんですか。

○矢野政府委員 特に中堅所得層を中心とした負担の軽減を求める声が強いは、事実でございます。もとより個人所得課税について適宜適切にそういう見直しを行つていくという必要性は、一般的にはこれは私どもの方としてももちろん理解をしておるところでございますが、少なくとも昭和六十一年度において自治省として個人住民税についての減税は行ふべきでないという考え方を先ほど申し上げたような経緯に基づきまし

てとつた次第でございます。

○経塚委員 端的に言えば、減税の必要は認めておられる、そういうように解釈できるわけですか。そうすると、現時点において、特に個人住民税に限つてお尋ねをいたしますが、改正をする、減税をする、こういうことになればどうなんでしょうか、うにいうべきだと考えておられるのですか。

○矢野政府委員 その点につきましては、先ほど申し上げましたような、要するに抜本改正の中でどのような形でどのような段階に重点を置くのか、こういう点についてまさに御審議をいただいておりますところでございます。そういう御審議の結果を踏まえて対応をしてみたいというところでございせん。

○経塚委員 審議の結果を踏まえて対応する、それはそれで結構だと思ひますが、審議は審議として、現行の個人住民税の税制を見た場合に税務局長としてどこをどう改正すべきかという見解は当然お持ちになつておられるべきだと思ひます。また持つべきだと考えるわけでありまして、少し数字に関連をしてお尋ねをしたいと思います。が、国民所得に占める地方税の負担率であります、五十二年、六十一年度それぞれ何%になりますか。

○矢野政府委員 昭和五十二年における国民所得に対する地方税の負担率は七・一%、六十一年度におきましては九・四%と見込んでおります。

○経塚委員 国民所得に対する個人住民税の額と比率であります、これも五十二年、六十一年度それぞれどういふことになっておりますか。

○矢野政府委員 昭和五十二年における個人住民税の総額は二兆七千九百八十二億円、対国民所得比一・八%でございます。また昭和六十一年度における計画計上額は六兆九千八百八十五億円、国民所得に対する比率は二・六五%と見込んでおります。

約七割近くふえておるわけでありまして、これに對しまして個人住民税は約二・五倍近くということになるわけですね。そこで住民税の課税最低限度額まで引き上げた場合に減収額は平年度でどれくらいになりますか。

○矢野政府委員 住民税の課税最低限度を夫婦二人の給与所得者の場合につきまして現行の百九十一万二千円から今回引き上げを予定しております。非課税限度額二百三十三万五千円まで引き上げた場合の減収額は、平年度におきましては約三千億円と見込んでおります。

○経塚委員 個人住民税の国民所得比は五十二年度一・八%ということでしたが、この比率で六十一年度換算をした場合にその総額は幾らになりますか。

○矢野政府委員 昭和六十一年度に見込まれる国民所得の総額は二百六十四兆二千億円でございせん。御質問の趣旨でございます、これを五十二年度と同じ負担率すなわち一・八%で計算をすればどうなるかということと存じますが、その場合には四兆七千五百五十六億円という数字になります。

○経塚委員 そうしますと、六十一年度の見込み額との差額は幾らになりますか。

○矢野政府委員 先ほど申し上げました六兆九千八百八十五億円からただいまの四兆七千五百五十六億円を差し引きますと、差額は二兆二千三百二十九億円でございせん。

○経塚委員 さらにお尋ねをいたしますが、個人住民税の地方税収に占める比率でございせんが、これは五十二年それから六十一年それぞれ何%になっておりますか。

○矢野政府委員 昭和五十二年における個人住民税の地方税総額に占める比率は二五・四%でございます。六十一年度におきましては二八・三%と相なります。

○経塚委員 そうしますと、五十二年並みの二五・四%で換算をした場合に六十一年度の見込み

額との差は幾らになりますか。

○矢野政府委員 二五・四％で計算いたしますと六兆二千八百三十三億円でございまして、差は七千五百二十二億と相なります。

○経緯委員 いろいろと数字をお尋ねしてまいりましたが、振り返って見ますと、今の答弁ですと、国民所得に占める地方税の負担率がこの九年間で七・一％から九・四％に上がったわけですが、それから、地方税負担率の中でも、個人住民税を振り返って見ますと、この九年間で個人住民税の負担率が一・九から二・七八、国民所得の伸びで見ますと、国民所得の伸びは約七割であります。個人住民税は二・四九倍、そこで、仮に課税最低限を非課税の限度額並みにするだけでも平年度三千億円の減税が必要になってくるということですね。今さら改めて申し上げるまでもなく、非課税限度額は生活費に食い込まない、生活保護を基準にして定められた最低ぎりぎりの線でありますから、この水準に課税最低限を引き上げるだけでも三千億の減税は必要になる。これは非常に明白であります。

さらに、個人住民税の負担率を一・八％、つまり五十二年並みにしようと思えば、約二兆二千三百二十九億円の減税が必要になってくるという計算になるわけですが、そこまではいかなくても、地方税収の比率を、これは五十二年前後までは大体二五％ということ、この二五・四％に抑えるとした場合には、これで約七千五百二十二億円の減税が必要になるという試算が成り立つと思えます。そこまで減税するかしないかという問題は別問題として、本当を言えば、国民所得に占める個人住民税の負担比率を従来の経緯からたどって見て平常のとき並みに戻すのが当然だろうと思えますが、これでいきますと数字は二兆円台ということになるわけでありまして、そこまでは戻さないとしても、地方税の比率を従来の経緯から振り返って見て二五％台へ戻すとすれば最低七千億の減税は必要になると思うのです。

だから、抜本改正とは別といたしまして、三

千億から七千億という減税は、政策的に見て六十年一度は当然手をつけなければならぬ範囲の数字になってくると思えます。我が党が七千億の住民税減税を主張しておる根拠もここにあらわれているわけです。

大臣にお尋ねしたいわけですが、今私が申し上げました減税の数字については、それはむちゃくちゃでございましてよということなのか、極めて妥当な数字でございましてよとお考えなのか、その点はいかがでございましょうか。

○小沢国務大臣 今の数字につきましては、もとのあれの数字に合わせて考えればそれまでにやらなければならぬ、こういうお話だと思えますけれども、もちろん事情が許せば地域の住民の負担は軽いにしたことはあります。したがって、そういう意味におきましては財政上もそのような状況になることが望ましいとは思っておりますけれども、今日の財政事情の中でそれだけできるような状況にはないというのが現状ではないでしょうか。

○経緯委員 財政状況ではそういう大幅な減税はできる状況にはないとおっしゃいますけれども、納税者の側には納税者の側の事情があるわけですから、国の財政あるいは地方の財政ということだけを基準にしていわゆる税制の政策が決められるわけではございせん。当然これは納税者の置かれておる実態を考慮の上に検討されなければならぬものだと思いますので、私は一連の数字をそちらから御答弁いただいたわけでありまして、そういう経緯を御認識の上に立って税制の抜本改正に臨まれるのかそうでないのかということをお尋ねいたします。

もうそんな過去の数字は数字で横ちょへ置いておいて今の財政の必要上のみからだけ税制の改正に臨んでおられるのではなからうかなと最初に思いましたので、六十一年度な減税を実施されなかったのかとお尋ねしたのであります。

引き続きお尋ねいたしますが、総理の御答弁ではいわゆる抜本改正ということについて触れておられますけれども、この地方税の問題については

総理の言っておられる抜本改正の中に含まれておるのかどうか、この点は地方税の思い切った減税もやるといふ文言が明確にございませんの、その点はどういふふうに解釈したいのでしょうか。

○矢野政府委員 もちろん、地方税についても含まれておるところでございまして。

○経緯委員 総理の答弁はかなり思い切った減税をやりたい、それで税目には所得税、法人税等となっておるわけですが、あえて地方税という文言が入っておらないのは、今の局長の答弁では、もちろんこの思い切った減税の中には地方税も入っておる、こういうことですが、それを改めてそう確認させていただいてよろしいのでしょうか。

○矢野政府委員 総理の国会における御答弁の中に必ずしも地方税を名指しでないとということでございますが、昨年九月の総理大臣から税制調査会に対する諮問に際しましては、国税のみならず地方税についても負担感の重さを訴える声が強いらしいことをわざわざ指摘して諮問をいたしておりました。したがって、所得税という場合に一般に国税である所得税、あわせて住民税についてもその考え方の中には含まれておるものと考えております。

○経緯委員 それでは、この抜本改正に臨む自治省の態度としてお尋ねしたいわけでありまして、私は先ほど税制の改正に当たっては納税者の立場もということを上げたわけでありまして、けれども、総理府の世論調査によりまして、減税の要望が五十六年二四・五％だったわけですが、これが六十年、昨年五月の調査では三七・七％になっております。そこで重税感というものが、とりわけ個人住民税についての重税感が国民の中では強まっているというのがある調査によつて明らかになってきております。これは生活協同組合のかなり大がかりな調査であります。昨年五月までの住民税は六千九百円、それが六月以降一萬三千九百円、今年六月以後は一萬二千九百四十円、この住民税の上がり方にはためいきが出てき

ます、このように訴えておられます。

こういう点で先ほどの数字と関連をさせて考えてみますと、いわゆる租税負担率は全体としては高まってきたおりましたが、その中で地方税の負担率が高まり、その中で個人住民税の負担率の上昇が際立ってきておる、こういう状況にあるわけですね。したがって、いわゆる地方税の減税対策の中でもとりわけ個人住民税の減税については、総理は、思い切った減税をやる、こう言っているわけでありまして、思い切った中でもなお思い切った減税が必要になってくる、こういうように考えておるわけでありまして、抜本改正に臨む姿勢として、今私が申し上げましたような姿勢に立って臨まれるのかどうか、この点、大臣の所見を承っておきたいと思えます。

○矢野政府委員 先ほど来私がお答え申し上げ、経緯委員が指摘されました、地方税の負担率が全体として上がっている、これは地方税源の充実という観点から見てもあるかと思えますけれども、負担率そのものは上がっている、その中で特に住民税の構成比が上がっているということ、すなわち現在の税制の中では時間の推移とともにそういう直接的な面での比率が上がってきておる、それが一方で中堅所得者層等の負担の重圧感というものが上がってきておる、こういうような類推は成り立つかと思えます。

したがって、まさにそういう点が抜本的税制改正の中における特に個人所得課税の負担の軽減、合理化ということの一つのポイントになっておるところでございまして、税制調査会で今議論をされておる主要な論点といたしまして、特に給与所得者についての負担の重圧感が強いということを踏まえまして、課税単位の問題であるとか給与所得控除の問題であるとか、さらに現在の果進構造を持つところの税率のあり方、こういった点についての総合的な御議論がなされておるところでございまして、私どもとしては、そういう御議論を踏まえてその住民税の改革というものに当たってまいりたい、こういう考え方でございまして。

○経塚委員 次に、社会保険診療報酬に対する事業税の非課税措置の問題についてお尋ねをしたいのですが、厚生省いらっしゃっていますね。この非課税措置の存続を厚生省は要望されておるようでありますが、その理由についてどういうふうなお考えですか。

○多田説明員 私ども、社会保険の診療報酬につきましては、医療そのものが人間の生命や健康にかかわる非常に公共性の高いものである、とりわけ社会保険医療というのは、国民皆保険という国の施策に協力していただきまして、社会保険診療報酬という公的な価格のもとで国民に必要な医療を提供するという性格を持っているものではないかと、極めて高度の公益性を有しているというふうに理解をいたしております。このような社会保険医療の性格を踏まえ、今先生御指摘の、税金上の理由があるというふうな考えをしております、その存続をお願いをしておるわけでございます。

○経塚委員 税務局長の御答弁では、六十一年度これを廃止しなかった理由として、保健医療政策との関連でなお調整がつかなかった、こういうこととを理由に挙げておられますが、この保健医療政策との関連ということの中身はどういうふうに解釈をされておられるのか。それからなお、今の厚生省の要望についてはどういふうな見解なんですか。

○矢野政府委員　六十一年度税制改正におきましては、政府の税制調査会の御答申では、既にもう二年、三年にわたって言い続けてきておるところであります、いまだに実現されないのはまことに遺憾である、即時撤廃をすべきである、それはあくまでも税の負担公平の見地から行うべきであるというところでございます。私どもはそういった税制調査会のことしのみならず従来からの答申を踏まえてこの特例の撤廃を検討したわけでございますが、その際にありました議論としては公共性等の議論もございます。さらに一方では、保健医療に

関するさまざまな政策、例えば一部負担の導入の問題であるとかあるいは老人保健制度の問題であるとか、そういった点の動向も見きわめる必要があるのではないか、こういうような御意見が出たわけでございます。そういうことがあって、結論として私どもの方の非課税措置の撤廃ということについての考え方は実現をしなかったわけでございます。

ただいま厚生省の方からも御答弁がありましたし、私どももこの撤廃に当たって関係方面からいろいろな御意見を承っております。高度に公共性を持つというような御議論も承っております。ただ、そういう点は仮にあるとしても、他の公共性のある事業等について同じように税を負担している例は幾らもあるわけでございます。したがって、そういう観点からはこの社会保険診療報酬のの特例についても全くこれを非課税としておとさう措置は見直すべきである、現在所得税、法人税について適用されておる特例並みの措置はやはり講じなければならぬと私どもとしては考えておるところでございます。

○経塚委員　局長の方は、他の事例でも、公共性の事業の場合でも特例は廃止しておる例がある。それから厚生省の方は、先ほどの御答弁では高度の公共性ということを強調されておるのですね。ここが、私はその判断の分かれ道になっておるのではないかと思われるのですね。医療関係者のこの存続を求める理由としては、一つは社会保険医の療は医療内容としてその診療報酬、これは自分らが決めるんじゃないに国が決めておる。それから二つ目には、医療法人の場合でも剰余金の配当は原則禁止をされておる。それから三つ目には、学校医が五九％、産業医が二六％、保健所のいわゆる健診などを含めまして、こういう公共活動への参加が七一・二％、これを挙げておるわけですね。

そこで、いわゆる事業税は事業の収益に課するものだという性格を持っております。そうすると、この特例を廃止した場合に一つの疑問として

出てくるのは、特例を廃止することによって医業の高度な公共性、公益性そのものを排除することにならないのかどうなのか、ここが極めて疑問の生ずるところであります。一般的な公共性、公益性というものと同等に扱えないというのが恐らく厚生省の見解だろうと思うのです、高度ということとをあえてつけております理由は、ここへ、事業の収益性を目途としてこういうものに課する性格の事業税というものを課するということになれば、本来の公共性、高度の公益性というものを排除することにならないのかどうなのか、ここが大変意見の分かれるところでもありますし、私もその点については一定の疑問を感じておるものであります。

そこで、この論議はさておくとしまして、局長の御答弁では保健医療政策との関連での調整、これが残つておるもので六十一年度踏み切らなかつたというところでありますが、この問題の解決がつかなくとも廃止に踏み切られるのか、それともあくまでも調整を前提にされるのか、その点はいかがなものですか。

○矢野政府委員 自治省の考え方としては、かねての懸案でございますこの特例は撤廃をいたしたいと考えておるところでございます。ただ、数十年続いた特例措置の廃止でございます。政府内部におきましても関係方面ともいろいろ議論がございます。そういう議論を踏まえての一定のコンセンサスというものがもちろん成り立たなければならぬと思います。そういうもの一つとして保健医療政策との関連という御議論があら

るわけでございます。したがって、最終的にこの特例の撤廃ということは私の方としてはぜひ実現をいたしたいと思いますが、その辺につきましましてはなお十分に関係方面と議論を重ねてこの問題を進めていきたい、このように考えております。

○経塚委員　事は公共性、公益性を否定するかしないかということにもかかわりかねない重大な問題でありますから、関係者との協議をよく煮詰めていただきたい、かように考えております。

そこで、今回提案をされております問題との関連で、お尋ねいたしますが、農林漁業団体が発電所等の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置の縮減問題であります。営利のため売電を行う者が所有する家屋は除外するということですが、この対象物件は現にあるのですか。

○矢野政府委員 この措置は、従来農林漁業団体が行っております発電施設は自家発電用のものというところでこういう特例が設けられたわけでございますが、現在におきましてはこれを売電に使っております例がほとんどでございます。自家発電に使うものにつきましては従来のように非課税措置ということにいたしたいと思いますが、売電に使用しますものについてはそのような措置を講じたい。具体的に売電の事例をお尋ねだと思いますが、そういう事例がございます。

○**総務委員** 現にそういう物件があるのですか。こうお尋ねしているのですよ。売電をやつていて特例を排除しなければならぬ、そういう物件は現にあるのですかと聞いている。

○矢野政府委員 該当事例は数多くございます。
○経塚委員 仮に売電を目的としてやっておる対象物件があつたとしても、これは過疎だとかあるいは農山漁村だとか、そういう従来の送電設備がないところでそういう自力的な発電をやらざるを得ぬということでやっておるわけでありますから、そういう小さいものにまでこの特例を排除するということについてはどうかと考えられるわけであります。

私は、今手をつけなければならぬ問題は、これは前にもお尋ねをいたしました、東京電力だとか関西電力など、電気事業に係る、いわゆる送変電施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置ですね。五十七年三月の当委員会で関根さんが、我が党がこの問題についてお尋ねをしましたとそころ、「全般的な非課税措置等の見直しの対象には加えて検討していきたい」、こう御答弁になっておるわけであります。けさの報道によりますと、

円高差益で九電力の差益が約一兆円、このうち五千億円は六月以降料金軽減で還元をする、こういう報道がされておりますが、しかしあと五千億残っております。さらに私どもの試算では、内部留保の積み増しなどを含めると約二兆二千七百億円に達する、円高差益を含めまして、こういういわゆる莫大な円高差益が九電力に転がり込んでおるわけでありまして、送変電施設に係る特例措置を廃止したとしても十分円高差益で上げた利益の中へ包み込むゆとりはあると考えておるのです。

そこで、二つお尋ねいたします。一点は、この送変電施設に係る特例額は一体総額幾らになるのか。それから二点目は、五十七年にそういう御答弁をいただいておりますが、その検討はされたのかどうか、見直しについてはどういうお考えなのか、お答えをいただきたいと思っております。

○矢野政府委員 発電所の変送電施設に係る部分の特例額は、現在手元に持っておりますが、課税標準の特例で電気関係の固定資産税の課税標準の特例につきましては、減収額で三百四十七億円、この中に含まれておるところでございます。この特例は、経塚委員御承知のように、従来から逐次その内容を縮減してきたところでございまして、四十九年に発電所そのものの特例を廃止し、五十二年に変送電用の家屋に係る特例を廃止し、現在その償却資産について残っておりますところでございます。この償却資産についてもさらに廃止を図るべきではないかということでございます。非課税措置の撤廃につきましては、社会経済情勢の推移に応じて、私どももいたしまして、その目的等から見てもは必要がないというものについては可及的に整理を図っていくという方針でございます。

確かに円高差益の問題等がございしますが、こういったことまで縮めてまいりました措置、さらにもう一步進めるかどうか、これはさらに税制調査会等の御審議をこれから抜本改正の中でいただくところでございますが、その際における非課税措

置の整理、全体の方針というようなもの等の中でもさらによく検討してまいりたいと思う次第でございます。

○経塚委員 時間が参りましたので大臣にお尋ねしますが、いわゆるこの特例措置による総額は、送変電施設は三百四十七億という御答弁だったのです。しかし、三百四十七億というのは九電力以外も含めてでしょうか。だから、恐らく三百億円前後じゃないかと思うのです、五十九年度でしたか、三百億とおっしゃってましたから。九電力側から見ればわずか三百億ですよ。取る方の側から見れば三百億は大きな額であります。取られる方の側から見ればわずかでありまして、いいますのは、五十九年度は内部留保が一兆三千八百九億ですよ。五十九年度は一兆九千三百五十六億ですよ。これは四年間で内部留保が約九千億ふえているのです。そこへ今度の円高差益でしょう。今の料金計算は二百四十円で認可になったわけですよ。もう百八十円を超えていっているわけでしょう。だから、じつとしておって、いやあもうかった、またもうかった、それももうかったということ、これはほんまに笑いがとまらぬですね。こんなうまいことで銭もうけできる方法はないかいなと思うくらいであります、それでですから三百億くらい、それは地方にとつたらありがたい財源ですよ、これこそ手をつけるべきじゃないですか。一方で農山村の自家発電でございまして、まあそれも売電といつたてもうかっているかもうかっているかわかりませんが、農協だとかこういう団体、こういうものに毛のはえたものがやっておるような程度のもので今度は法律を改正して、売電はそれはもう特例の対象外ですよ、こう言つて締め出すんですよ。そんな細かいところまでやるんだしたら、何でこんな大きなところやらぬのですか。これじゃ巨魚を逃して小魚ばかりねらっている漁師みたいなことになりまして、ぜひこれはひとつ大臣の決断ある御見解を承りたいと思うのですが、抜本改正の中で、どうですか。

○小沢国務大臣 円高メリットのお話も出ましたけれども、円高のときもあれば円安になるときもありますし、一概にはそれと直接に関連して言えるものではないと思ひますけれども、いずれにいたしましてもこういった特例措置につきましては、その本来の目的を達したものであるいはそういう公平の観点から見ても適切でないもの、そういうものににつきましては見直しを進めてきたところでありまして、この点につきましても、この特例措置につきましては、なお税調の審議も踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

○経塚委員 ぜひひとつ見直しをお願いいたします、終わります。

○福島委員長 次回は、来る十八日理事会、委員会を開会することとし、理事会、委員会の開会時刻につきましては公報をもってお知らせすることといたします。

本日は、これにて散会いたします。
午後四時一分散会

昭和六十一年三月二十五日印刷

昭和六十一年三月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局